

最終報告書

— 議会基本条例の制定、議員報酬の見直し、議員定数の維持 —

令和8年6月

金ヶ崎町議会 議員報酬等検討特別委員会

目 次

要旨	5
よくある疑問へのお答え	10
第1章 はじめに	13
1.1 本報告書の位置づけ	13
1.2 3テーマの関係	13
第2章 委員会の設置と検討経過	14
2.1 委員会設置の背景	14
2.2 委員会の構成	15
2.3 検討経過	16
2.3.1 検討の全体経過	16
2.3.2 会議の開催状況	18
2.3.3 行政視察の実施	18
2.3.4 町長への検討状況の説明	18
2.3.5 住民意見交換会の実施	19
2.3.6 パブリックコメントの実施	19
第3章 議会基本条例の制定	20
3.1 議会基本条例の趣旨	20
3.2 条例の構成と主要項目	21
3.3 条例の実効性の確保	21
3.4 施行に向けた取組み	22
第4章 議員報酬の見直し	23
4.1 現行の議員報酬	23
4.1.1 なぜ23年間据え置かれたか	24
4.2 見直しの必要性	25
4.3 算定の方式(原価方式)	29
4.3.1 原価方式の概要	29
4.3.2 町長活動日数との比較と本委員会の算定	29
4.3.3 ガイドブック類型との関係	31

4.4	近隣自治体との比較	32
4.4.1	本委員会提案額 305,000 円の位置付け	33
4.5	町財政への影響	34
4.5.1	財政への影響額	34
4.5.2	財政健全性の観点からの評価	34
4.5.3	議員報酬改定の位置づけ	35
4.6	委員会の結論	35
4.6.1	議長及び副議長の月額報酬	35
4.6.2	改定後の月額報酬・年収目安	37
4.6.3	特別職報酬等審議会への諮問要請	38
第5章	議員定数の検討	39
5.1	議員定数の経緯	39
5.1.1	過去の定数削減の経緯	39
5.1.2	定数と人口の関係	40
5.2	検討の観点	40
5.2.1	地域代表性の確保	40
5.2.2	常任委員会体制の維持	41
5.2.3	なり手確保の現状	41
5.2.4	奇数定数の問題	42
5.2.5	削減による財政効果の検証	42
5.2.6	県内同規模町村との比較	43
5.2.7	3案の総合評価	44
5.3	委員会の結論	45
第6章	住民意見交換会・パブリックコメントの結果	46
6.1	住民意見交換会の実施状況	46
6.1.1	開催概要	46
6.1.2	会場別参加状況	46
6.1.3	周知及び開催準備	47
6.1.4	参加者構成の特徴と今後の課題	47
6.2	主な意見と委員会の対応	48
6.2.1	議会基本条例に関する意見と対応	48

6.2.2	議員報酬に関する意見と対応	49
6.2.3	議員定数に関する意見と対応	51
6.2.4	その他の意見と対応	52
6.2.5	主要論点に対する委員会見解(詳述)	54
6.3	パブリックコメントの結果	65
6.3.1	実施概要	65
6.3.2	周知方法	65
6.3.3	提出状況	66
6.3.4	寄せられたご意見と議会の考え方	66
6.3.5	パブリックコメント実施全体の総括	69
第7章	結論と今後のスケジュール	71
7.1	委員会の結論(3テーマ)	71
7.1.1	議会基本条例の制定	71
7.1.2	議員報酬の見直し	71
7.1.3	議員定数の維持	72
7.2	今後のスケジュール	72
7.2.1	全体スケジュール	72
7.2.2	特別職報酬等審議会への諮問要請	72
7.2.3	議会基本条例の議決(議員定数は現行16人を維持)	73
	おわりに	74
別紙1	金ケ崎町議会基本条例(案) ※別ファイル添付	—
別紙2	住民意見交換会における主な意見一覧	77
別紙3	議員報酬等検討特別委員会 委員・幹事名簿	86
別紙4	全国町村議会議長会の決議(概要)	89
別紙5	全国決議と本委員会結論の対照表	92
別紙6	現任期における一般質問の実施状況(全体傾向)	93

要 旨

はじめに — この改定は、何のためか

金ケ崎町議会は、この報告書を通じて一つの問いに向き合った。「これからの金ケ崎町に、どのような議会が必要か」である。

人口減少と暮らしの多様化が進むなか、子育て・雇用・医療・教育など、町の将来を左右する課題は増えている。これらに議会が実質的に向き合い続けるには、現役世代も女性も議員を志せるよう経済的な障壁を低くするとともに、議員一人ひとりが調査・議論・政策提言に責任をもって取り組みやすい環境を整えていく必要がある。

本委員会が提案する議員報酬の見直しは、議員の待遇を良くすること自体を目的とするものではない。より多くの町民が議員を志せる入り口を広げ、議会の機能と住民代表としての多様性を将来にわたり維持するための、町政への投資である。これを、議会基本条例の制定（活動の「見える化」と継続的な検証）及び議員定数 16 人の維持（多様な民意の確保）と一体で進めることで、「町民に信頼され、機能する議会」を次の世代へ引き継ぐことを目指すものである。

では、なぜ「今」なのか。本委員会がこの見直しに踏み込んだ背景を、次に記す。

なぜ今、見直しなのか

金ケ崎町議会議員の報酬は、平成 15 年(2003 年)に引き下げられて以降、23 年間一度も見直されてこなかった。その間、世の中は大きく変わった。岩手県の最低賃金は 約 70% 上昇(605 円→1,031 円)、国家公務員の初任給も 約 35% 上昇(172,200 円→232,000 円) した。物価も光熱費も、子育てや介護にかかる費用も上がり続けた。それでも、議員報酬 212,000 円だけが据え置かれてきたのである。

この間、議員のなり手不足は年々深刻化している。投票率は平成 16 年の 83.22% から令和 6 年の 61.01% へと低下し、直近の選挙では立候補者が定数をわずか 1~2 名上回るにとどまっている。議員の平均年齢は 68.6 歳に達し、現役世代の参画が進んでいない。議員報酬だけでは生計を立てることが難しく、別に生活の糧を持つ人でなければ議員を続けにくい状況が続けば、現役世代・女性・若年層の声が議会に届きにくくなり、町の将来に関わる議論(子育て・雇用・医療・教育など)に影響が及ぶことが懸念される。

金ケ崎町議会議員報酬等検討特別委員会(以下「本委員会」という。)は、こうした現状を直視し、議会の姿を根本から問い直す必要があると判断した。そこで本委員会は、報酬

だけを切り離して論じるのではなく、議会運営の最高規範である「議会基本条例」の制定、議員報酬の適正化、議会の機能を維持するための議員定数のあり方という3つを、一体のものとして検討してきた。議員報酬の見直しは、この3つの取組みの一つであり、「これからの金ケ崎町にとって、どのような議会が必要か」を考える営みの一部である。

▼ 本委員会の検討活動(令和7年3月21日～令和8年6月)

- ・ 発議案第3号により設置。委員:議長を除く15名(議長は全ての会議に出席)
- ・ 特別委員会 13回開催、幹事会 10回開催
- ・ 岩手県山田町議会への行政視察、町長への検討状況の説明 2回(令和8年2月10日・高橋 寛寿 前町長、令和8年3月24日・高橋 文浩 町長)
- ・ 住民意見交換会 6会場・参加104名(令和8年4月6日～14日)
- ・ パブリックコメント実施(令和8年4月6日～5月8日)

1 3テーマの結論

本要旨は結論の概要を示すものであり、検討の経緯及び詳細な根拠は本文各章に、最終的な結論の総括は第7章に記載している。

テーマ	結論	主な根拠
① 議会基本条例	令和9年4月1日施行を目指し、全8章20条の議会基本条例の制定を提案する	議会運営の最高規範として、議会及び議員の活動原則、町民・町長等との関係、継続的な検証の仕組みを体系化する
② 議員報酬	月額 212,000円 → 305,000円 (+93,000円、増額率+43.9%)	議員の年間活動日数 125日を町長活動日数 305日と比較する原価方式による客観的算定。町長比 41.0%は全国町村議会議長会(以下「全国議長会」という。)の目標値 47%を下回る水準
③ 議員定数	現行 16人を維持する	町内6地区の代表性、2常任委員会体制、過去の削減実績(3回計6人減)、なり手確保の状況(直近選挙の超過数は+1～+2)を総合勘案

原価方式による議員報酬の算定

$$744,000 \text{ 円} \times 41.0\% = 305,040 \text{ 円} \rightarrow 305,000 \text{ 円}$$

(町長月額報酬) × (議員活動日数 125 日 ÷ 町長活動日数 305 日) = 議員月額報酬
(算定の詳細は 4.3.2 参照)

2 主要数値一覧

区分	現行	改定後	差
議員月額報酬	212,000 円	305,000 円	+93,000 円
議長月額報酬(議員×133.5%)	283,000 円	407,000 円	+124,000 円
副議長月額報酬(議員×108.0%)	229,000 円	329,000 円	+100,000 円
議員 16 人 年間総額(期末手当等を含む)	54,775,200 円	78,794,440 円	+24,019,240 円
一般会計予算比	0.51%	0.74%	+0.22 ポイント
議員定数	16 人	16 人(維持)	±0

※ 議長・副議長報酬は、全国議長会のガイドブック(令和7年5月)が示す加算率による算定の考え方を踏まえ、本町の現行加算率(議長 133.5%、副議長 108.0%)を用いて議員報酬 305,000 円に適用し算定。この現行加算率は、全国町村議会実態調査(R7.7.1 現在)のD区分(人口 1.5 万～2 万人未満)平均比率(議長 131.8%、副議長 108.5%)とほぼ一致しており、全国の同規模町村における標準的な水準と整合している。詳細は 4.6.1 参照。

※ 一般会計予算比は、令和7年度一般会計当初予算(約 107 億円)に対する比率。議員 16 人の年間総額は、議員・議長・副議長の月額報酬に期末手当等を含めた年間額である。差(+0.22 ポイント)は端数処理のため、表示した現行・改定後の比率の差と一致しない。議員 16 人の年間総額及び財政への影響の詳細は 4.5 参照。

3 本委員会が特に強調する 3 点

(1) 議会運営の最高規範を整える — 議会基本条例の制定

本委員会は、議会運営の最高規範として、議会基本条例を制定することが必要であると判断した。議会・議員の活動原則、町民及び町長等との関係、自由討議や議会活性化の推進、継続的な検証の仕組みを、全 8 章 20 条の条例として体系化するものである。とりわけ、議員報酬の妥当性を任期中に検証することを条例に位置づけ、報酬が再び長期にわた

り見直されない状態とならないよう、制度的な基盤を整える。今回の見直しは、こうした規範の整備と一体で進めるものである。

(2) 23年間の据え置きを、活動実態に基づき適正化する — 議員報酬

平成15年(2003年)に引き下げられて以降、岩手県最低賃金は+約70%、国家公務員初任給は+約35%上昇する一方、本町議員報酬は据え置かれたままであった。今回の改定は、単なる待遇改善を目的とするものではなく、長期にわたる据え置きにより生じた乖離を、活動実態に基づき是正するものである。本委員会は、本町議員の活動実態(年間125日)を基礎に原価方式で算定し、町長比41.0%・月額305,000円を導いた。この41.0%は、全国議長会が目指すべき水準として示す47%を下回る抑制的な算定結果である。なお、改定後の議員報酬総額の予算比0.74%は、平成15年当時の予算比約0.9%を依然として下回る水準であり、その算定が同会の標準的手法と整合することは別紙5に整理した(据え置きの経緯は4.1.1)。

(3) 報酬と定数は切り離して判断する — 議員定数の維持

本委員会は、報酬は議員活動に見合う水準を、定数は議会機能を維持するに足る人数を、それぞれ独立の基準で判断し、報酬の増額と定数の削減を引き換えに考えることはしなかった。この考え方は、全国議長会決議(令和6年5月22日)の留意事項とも一致する(別紙5)。

4 住民意見交換会・パブリックコメントへの向き合い方

本報告書の第6章は、住民意見交換会(6会場・参加104名)及びパブリックコメントで頂戴したご意見を、本委員会の検討結果を検証する重要な基盤として位置づけている。特に、主要論点14項目に対する委員会の見解は、6.2.5において論拠とともに詳述している。

5 特別職報酬等審議会への要請

議員報酬の改定に当たっては、金ケ崎町特別職報酬等審議会(町長の諮問機関)における審議を経たうえで、条例改正の手続により決定される。本委員会は、本報告書に基づき、町長に対して同審議会への速やかな諮問を要請するとともに、本委員会の検討経過及び算定根拠が適切に共有されるよう、必要に応じて意見陳述の機会を求めるものである(詳細は第4章4.6.3参照)。

6 今後のスケジュール

時期	内容
令和8年6月	本報告書の提出
令和8年7～10月	特別職報酬等審議会への諮問、同審議会での審議・答申
令和8年12月定例会	条例案の提出・議決(議員報酬は町長提案による特別職給与条例の改正、議会基本条例は議員発議による制定。議員定数は維持のため改正不要)
令和9年4月1日	議会基本条例及び改定後議員報酬の施行
令和10年2月	次期議会議員一般選挙(施行から約11か月の周知期間を確保)

よくある疑問へのお答え

住民意見交換会・パブリックコメント等で多く寄せられた疑問について、本委員会の考え方を分かりやすくお答えします。詳しい内容は本文の該当章をご覧ください。

Q. なぜ今、一度に約9万円も上げるのですか？

A. 23年間、議員報酬は212,000円のまま据え置かれてきました。その間、岩手県最低賃金は約70%、国家公務員の初任給は約35%上昇しましたが、議員報酬だけ0%でした。今回の改定は「急な引き上げ」ではなく、「長年先送りされてきた調整をまとめて行う」ものです。(詳細:第4章4.1.1)

Q. 305,000円という金額の根拠は何ですか？

A. 「原価方式」という客観的な方法で算定しました。議員一人の年間活動日数125日を、町長の年間活動日数305日で割ると約41%になります。この比率を町長の月額報酬744,000円に掛けて305,000円が導かれます。全国議長会の目標値は47%ですが、本委員会はその下回る水準としています。(詳細:第4章4.3)

Q. 議員は本当に年125日も働いているのですか？

A. 議員全員の活動状況を調査した結果です。本会議・委員会・全員協議会等の議会活動が78日、住民相談・行事出席・研修・調査等の議員活動が47日で、合計125日となりました。この調査期間(令和6年8月～令和7年7月)以降に開催された本委員会や住民意見交換会等の活動は含まれていないため、本報告書作成時点までの活動を含めれば、これを上回る活動が行われているものと考えられます。(詳細:第4章4.2、4.3)

Q. 定数を減らして、その分を報酬に回せばよいのでは？

A. 全国議長会の決議(令和6年5月22日)は、「報酬を上げる代わりに定数を減らすという発想は避けるべき」と明示しています。また、金ケ崎町はこれまで20年間で3回・合計6人の定数削減を既に行っており、これ以上減らすと2つの常任委員会の

運営に支障が生じます。報酬と定数は、それぞれ独立の基準で判断するのが本委員会の考え方です。(詳細:第5章5.2、第6章6.2.5論点⑨)

Q. 一般質問をしない議員と、たくさん質問する議員が同じ報酬なのは不公平では?

A. 議員報酬は、地方自治法上、議員の「地位」に対して定めるもので、質問回数などに応じた成果給ではありません。一般質問は議員活動の重要な一部ですが、議員の活動は、本会議・委員会での審査、住民相談、調査研究、地域行事への参加など多岐にわたります。一方で、一人ひとりがどのような活動を行っているのかを町民に分かりやすく伝えることは重要であり、本委員会もその必要性を認識しています。今後は、議会広報等を通じて各議員の活動状況を継続的にお伝えし、町民が議会活動を確認しやすい環境づくりに努めます。(詳細:第6章6.2.5論点⑥)

Q. 財源はどうするのですか?補助金が削られたりしませんか?

A. 改定後の議員報酬総額は約7,879万円で、一般会計予算(約107億円)の約0.74%です。平成15年当時は約0.9%でしたから、依然としてそれを下回る水準です。特定の補助金削減や住民サービス縮小と引き換えに行うものではなく、予算全体の中で調整されます。(詳細:第4章4.5、第6章6.2.5論点⑦)

Q. 議員のなり手は、報酬を上げれば本当に増えるのですか?

A. 報酬を上げれば自動的に増えるとは考えていません。ただし、議員を志すかどうか迷っている方にとって、「議員だけでは生計が立てられない」という現状は大きな壁です。今回の改定は、特に現役世代や女性が立候補を検討できる環境を整える「背中を押すきっかけ」と位置づけています。議会基本条例による活動の見える化、研修の充実等と組み合わせ、一体的に取り組みます。(詳細:第4章4.2、第6章6.2.5論点⑫)

Q. 議長・副議長の報酬は、どのように決めたのですか？

A. 議長・副議長は、議会運営や対外的な代表など、一般の議員にはない追加の職責を担います。そこで、議員報酬 305,000 円に一定の割合を上乗せする方法(全国議長のガイドブックが示す方法)で算定しました。上乗せの割合は、本町がこれまで運用してきた現行の割合(議長 133.5%、副議長 108.0%)をそのまま用いており、これは全国の同規模の町村の平均ともほぼ一致しています。その結果、議長は 407,000 円、副議長は 329,000 円となります。(詳細:第 4 章 4.6.1)

Q. 条例で「任期中検証」が制度化されると、毎回必ず引き上げになるのですか？

A. そうではありません。任期中の検証は「定期的に検証する」という意味であり、その結果として現状維持が妥当と判断される場合もあります。本制度の趣旨は、社会経済情勢、町の財政状況、議員活動の実態等を勘案し、その時々に応じた適正な報酬水準を確保することにあります。長期にわたり見直しの機会が設けられない状態を防ぐ仕組みです。(詳細:第 3 章 3.3、第 4 章 4.1.1、議会基本条例(案)第 17 条)

第1章 はじめに

1.1 本報告書の位置づけ

本報告書は、金ケ崎町議会「議員報酬等検討特別委員会」が、令和7年3月21日の設置以来、約1年3か月にわたり検討してきた結果を取りまとめたものである。

本委員会は、議員のなり手確保及び議会機能の将来的な持続可能性を大きな課題として、以下の3つのテーマについて総合的に検討することを、その使命とした。

- ・ 議会基本条例の制定 - 議会運営の最高規範の整備
- ・ 議員報酬の見直し - 23年間据え置かれてきた議員報酬の適正化
- ・ 議員定数の検討 - 議会機能を維持するための定数のあり方

本報告書は、この3テーマについての結論、その根拠、住民意見交換会等を通じて頂戴したご意見への対応、及び今後の実施スケジュールをまとめ、金ケ崎町議会に対して正式に報告するとともに、町長に送付するものである。本報告書の提出をもって本委員会の任務は一定の区切りを迎えるが、議員報酬については町長に対して特別職報酬等審議会への諮問を要請し、議会基本条例については令和8年12月定例会での条例制定を目指す。なお、議員定数は現行16人を維持するため、議員定数条例の改正は行わない。

1.2 3テーマの関係

本委員会が検討した3テーマは、それぞれ独立した制度見直しではなく、「理念・人材・体制」を一体として整える改革として位置づけられる。議会基本条例は議会運営の理念を定め、議員報酬の見直しは多様な人材が議員を志せる環境を整え、議員定数は議会機能を持続的に発揮できる体制のあり方を示すものである。この三者が噛み合っ初めて、町民の負託に応え続ける議会が成立する。

第2章 委員会の設置と検討経過

▼ 本章の要点

- ・設置:令和7年3月21日 発議案第3号(提出者 巴正市 議員、賛成者 4名)
- ・根拠:地方自治法第109条、委員会条例第4条
- ・委員:議長を除く15名(議長は全ての会議に出席)
- ・検討事項:(1)議員報酬及び議員定数、(2)議会基本条例
- ・検討期間:令和7年3月～令和8年6月(約1年3か月)
- ・活動:特別委員会13回・幹事会10回、山田町議会視察、町長説明2回、住民意見交換会6会場、パブリックコメント

時期	主な活動
令和7年3月21日	発議案第3号により委員会設置
令和7年4月～令和8年5月	特別委員会13回、幹事会10回、山田町議会視察、町長への検討状況の説明2回
令和8年4月6日～14日	住民意見交換会(6会場・104名)
令和8年4月6日～5月8日	パブリックコメント実施
令和8年6月	最終報告書の提出

2.1 委員会設置の背景

金ヶ崎町議会は、平成16年以降、議員定数を22人→20人→18人→16人と3回にわたり合計6人削減し、議会としての自律的な改革を進めてきた。その一方で、議員報酬は平成15年(2003年)に引き下げられて以降、23年間にわたり据え置かれ、議員個々の活動実態と報酬水準との間に乖離が生じていた。

加えて、全国的に議員のなり手不足が深刻化する中、本町においても立候補者数が定数を1～2名上回る水準にとどまり、投票率も、平成15年の報酬引き下げ後に行われた町議選(平成16年2月22日執行)の83.22%から、令和6年2月18日執行の町議選では61.01%まで低下している。議員の平均年齢は68.6歳となり、現役世代・女性・若年層の参画促進が重要な課題となっていた。

こうした状況を踏まえ、議会自ら議会のあり方を根本から問い直し、町民に対して説明

責任を果たすことができる議会制度を再構築するため、令和7年3月21日、議員報酬等検討特別委員会を設置した(発議案第3号・地方自治法第109条及び委員会条例第4条に基づく)。委員の定数は議長を除く15人とされ、議会の閉会中も調査等できるものとし、議会において終了の議決をするまで継続して調査等を行うものとされた。

設置時点における検討事項は、(1)議員報酬及び議員定数に関すること、(2)議会基本条例に関すること、の2項目である(同発議案)。

なお、本委員会の設置と検討開始に先立って、全国議長会が令和6年5月から7月にかけて、議員報酬の見直しに関する重要な決議を相次いで行い、令和7年5月には「議員報酬の見直しに向けたガイドブック」が全国に展開された。本委員会の検討は、こうした全国的な動向と軌を一にして進められたものである。

2.2 委員会の構成

本委員会は、発議案第3号(令和7年3月21日)の決議に基づき、議長を除く15名を委員として構成される。これは、議員報酬等に関する検討が、議会全体の意思として町民に示されるべき事項であるとの判断による。議長(伊藤 雅章)は、同発議案の規定により委員ではないが、地方自治法第105条の規定に基づき本委員会に出席している(会議への出席状況は2.3.2参照)。最終報告時点における委員の一覧は別紙3のとおりである。

役職	氏名
議長(委員外・全ての会議に出席)	伊藤 雅章
委員(副議長)	高橋 美輝夫
委員長	佐藤 千幸
副委員長	高橋 藤宗
委員	山路 正悟、阿部 隆一、千葉 良作、阿部 典子、後藤 紳一、千田 眞一、及川 権一、平 志乃、阿部 一之、原 由美子、榊 秋光、菅原 政憲

本委員会の下に幹事会を設置し、委員長・副委員長及び幹事による事前の論点整理を行ってきた。幹事会の構成は別紙3のとおりである。

なお、本委員会の検討期間中、議員構成に以下の変動があった。詳細は別紙3の2(検討期間中の委員構成の経緯)に記載している。

- ・ 令和7年4月13日 巴 正市 副議長 逝去
- ・ 令和7年5月7日 臨時会にて高橋 美輝夫 議員が副議長に就任
- ・ 令和7年5月13日 第2回特別委員会にて、高橋 美輝夫 委員長の副議長就任に伴い 佐藤 千幸 議員が委員長に就任(高橋 藤宗 副委員長は留任)
- ・ 令和7年10月15日 小野寺 恵喜 議員 逝去
- ・ 令和8年3月3日 議長指名により菅原 政憲 議員・榊 秋光 議員が本委員会委員に就任(委員会条例第5条第4項。3月1日補欠選挙、3月2日議員就任)

2.3 検討経過

2.3.1 検討の全体経過

本委員会の設置から最終報告書の提出までの主な経過は、以下のとおりである。

時期	主な事項
令和7年3月21日	発議案第3号により議員報酬等検討特別委員会 設置(議長を除く15名、提出者:巴 正市、賛成者:高橋 美輝夫・佐藤 千幸・阿部 典子・高橋 藤宗)、委員長 高橋 美輝夫、副委員長 高橋 藤宗 就任
4月13日	巴 正市 副議長 逝去
4月18日	第1回特別委員会(幹事の選任等)
5月7日	臨時会にて高橋 美輝夫 議員が副議長に就任
5月13日	第2回特別委員会にて、高橋 美輝夫 委員長が副議長就任(令和7年5月7日)に伴い委員長を辞任。委員会条例第9条に基づき高橋 藤宗 副委員長が職務を代理し、佐藤 千幸 議員が委員長に就任(高橋 藤宗 副委員長は留任)
5月26日	第1回幹事会、議会基本条例の検討に着手(基本条例を起点に報酬・定数を検討する方針)
5月29日	第3回特別委員会、議会基本条例(案)の検討
6月18日	第2回幹事会、議会基本条例(案)の検討
6月24日	第4回特別委員会、議会基本条例(案)の検討
7月4日	岩手県山田町議会への行政視察(山田町議会基本条例について研修)
7月22日	第3回幹事会、議会基本条例(案)の検討、議員報酬の検討に着手
7月29日	第5回特別委員会、議会基本条例(案)・議員報酬の検討の進め方を

時期	主な事項
	協議
8月26日	第4回幹事会、議会基本条例(案)・議員報酬の検討
8月29日	第6回特別委員会、議会基本条例(案)の検討、議員活動量調査シートを事務局へ提出
令和7年8月～10月	提出された議員活動量調査シートの集計、原価方式による算定(12か月分・令和6年8月～令和7年7月)
10月8日	第5回幹事会、議員報酬算定案の初提示
10月15日	第7回特別委員会、議会基本条例(案)の最終調整・議員報酬の考え方を整理 小野寺 恵喜 議員 逝去
12月16日	第6回幹事会、議員報酬305,000円とする案を提示・了承
12月18日	第8回特別委員会、議員報酬月額305,000円(原価方式・町長比41.0%)とする方向で合意
令和8年1月20日	第7回幹事会、議員定数の検討(16人・15人・14人の3案)
1月21日	第9回特別委員会、議員定数16人・15人・14人の3案を委員で協議
2月3日	議員全員協議会(特別委員会の検討状況及び町長への説明内容(案)を全議員で共有)
2月10日	高橋 寛寿 前町長への検討状況の説明
3月3日	議長指名により菅原 政憲 議員・榊 秋光 議員が本委員会委員に就任(委員会条例第5条第4項。3月1日補欠選挙、3月2日議員就任)
3月3日	第8回幹事会、議員定数16人で正式確認・住民意見交換会の進め方協議
3月4日	第10回特別委員会、議員定数16人とする方向を確認
3月19日	議会だより「かねがさき」No.158発行(住民意見交換会・パブリックコメントの周知)
3月24日	高橋 文浩 町長への検討状況の説明、第11回特別委員会(住民意見交換会の進め方協議)、議員全員協議会(住民意見交換会への全議員での対応を確認)
4月6日～14日	住民意見交換会 6会場開催(参加104名)
4月6日～5月8日	パブリックコメント実施
4月27日	第9回幹事会、住民意見交換会の意見とりまとめ・最終報告書(案)の検討

時期	主な事項
4月30日	第12回特別委員会、住民意見交換会の意見を踏まえた最終報告書(案)の検討
5月27日	第10回幹事会(パブリックコメント結果の報告・対応の協議、最終報告書(案)・委員会終了後の対応の協議)
5月28日	第13回特別委員会(最終回・パブリックコメントの意見を踏まえた最終報告書(案)及び委員会終了後の対応の協議)、議員全員協議会(最終報告及び終了後の対応の確認)
令和8年6月	最終報告書の提出

2.3.2 会議の開催状況

本委員会及び幹事会の開催状況は、以下のとおりである。

区分	回数	主な協議内容
特別委員会(全委員)	13回	3テーマの検討、基本条例(案)、原価方式の採用、定数の維持、住民意見交換会の結果、最終報告書の確定
幹事会	10回	特別委員会に先立つ論点整理、原価方式の算定、住民意見交換会の企画・運営
合計	23回	-

本委員会及び幹事会の全ての会議は、金ケ崎町役場常任委員会室において開催した。議事運営については、委員会条例に基づき、委員長が議事を主宰した。議長は、地方自治法第105条の規定に基づき全ての特別委員会に出席し、また、本委員会の下に置かれた幹事会にも全て出席した。

2.3.3 行政視察の実施

令和7年7月4日、本委員会は、岩手県下閉伊郡山田町議会を行政視察した。山田町議会は、議会基本条例を制定し、運用している。視察では、主に山田町議会基本条例の制定経緯や運用状況について説明を受け、質疑・意見交換を行った。また、山田町議会が先行して検討している議員報酬の見直し(原価方式)についても聴取し、本委員会における議会基本条例及び議員報酬の検討に活かすべき示唆を得た。

2.3.4 町長への検討状況の説明

議員報酬の改定に当たっては、町長による特別職報酬等審議会への諮問、所要の予算措置及び条例改正の手続が必要となる。このことから、本委員会は、検討の節目において、

町長に対し検討状況を事前に説明し、今後の手続に向けた情報共有を図る必要があると判断した。令和8年2月10日には当時の高橋 寛寿 町長に、町長交代を経た同年3月24日には新たに就任した高橋 文浩 町長(令和8年3月19日就任)に対し、それぞれ金ヶ崎町役場庁議室において検討状況の説明を行った。

回	日付	説明対象
1回目	令和8年2月10日	高橋 寛寿 前町長
2回目	令和8年3月24日	高橋 文浩 町長

いずれの回も、議会側から伊藤議長、高橋副議長、佐藤委員長、高橋副委員長が出席し、佐藤委員長から本委員会の検討状況について「町長説明資料」等により説明を行った。説明後、本委員会の検討内容について意見交換を行った。本報告書の正式な提出及び特別職報酬等審議会への諮問要請は、令和8年6月定例会後に、改めて高橋 文浩 町長に対して行うこととする。

2.3.5 住民意見交換会の実施

住民意見交換会は、本委員会の検討結果を町民に報告し、意見を聴取する場として、令和8年4月6日から14日までの期間、町内6地区(北部・永岡・三ヶ尻・街・西部・南方)の各生涯教育センターにおいて開催した。参加者は合計104名であり、各会場で質疑応答及び意見交換が行われた。

住民意見交換会は、本委員会の検討の最終段階における町民との直接対話の場として、重要な意義を持つものとなった。頂戴したご意見の全体像及び個別の論点への対応は、本報告書の第6章で詳述する。

2.3.6 パブリックコメントの実施

住民意見交換会と同時期に、令和8年4月6日から5月8日までの約1か月間、パブリックコメントを実施した。対象は、議会基本条例(案)、議員報酬の見直し案、議員定数の考え方の3件である。詳細は第6章6.3において記述する。

第3章 議会基本条例の制定

▼ 本章の要点

- ・ 議会基本条例(全8章20条)の制定を提案(令和9年4月1日施行を目指す)
- ・ 議会運営の最高規範として、議会及び議員の基本理念・活動原則を体系化
- ・ 議員報酬(第17条)・議員定数(第18条)の任期中検証を制度化
- ・ 自由討議(第14条)、議会活性化(第15条)、議員研修(第16条)等を規定
- ・ ハラスメント防止(第6条第3項)、町民参加(第8条)、情報公開(第7条)を明文化
- ・ 条例(案)の全文は別紙1、制定・運用の進め方は3.3以降に記載

3.1 議会基本条例の趣旨

議会基本条例は、議会及び議員の活動の基本理念、活動原則、町民・町長等との関係といった事項を体系的に定める、議会運営の最高規範である。金ヶ崎町議会においては、これまで議会の基本理念と原則を体系的に示す最高規範が未整備であったため、議会・議員の活動を町民に分かりやすく示し、継続的な改善の仕組みを制度化する観点から、本委員会は議会基本条例の制定が必要と判断した。

▼ 条例ができると、町民の皆様から見てこう変わります

- ・ 議会の情報公開が、条例に基づく取組として明確になります(第7条 情報の公開): 議会だより・議会ホームページ・議事録・議会中継などを通じて、議会が「何を」「どのように」決めているかを、町民の皆様にお伝えする仕組みを整えます。
- ・ 町民の声を届ける機会が明確になります(第8条 町民参加): 意見交換会や多様な団体との対話を条例に位置づけ、議員の顔ぶれが変わっても、町民との対話を継続していく仕組みを整えます。
- ・ 4年ごとに点検する仕組みができます(第17条・第18条): 議員報酬と議員定数が今の水準で妥当かどうかを任期ごとに検証する仕組みを条例に定め、長期にわたり見直しが行われない状態を防ぎます。
- ・ 議員同士の議論が活発になります(第14条 自由討議): 議員が自由に議論する場を設け、多角的な検討を重ねます。
- ・ 議員がハラスメントの防止に取り組みます(第6条第3項): 議員自身が研修を受け、品位ある議会運営に努めます。

3.2 条例の構成と主要項目

本委員会が取りまとめた議会基本条例(案)は、全8章20条で構成される。その全文は別紙1に掲載するとともに、以下に主な構成と内容を記す。

章	条	主な内容
第1章 総則	第1条～第3条	目的、最高規範性、条例の遵守
第2章 議会の活動原則	第4条	議会の活動原則(公平性・透明性・信頼性)
第3章 議員の活動原則	第5条～第6条	議員の活動原則、議員の政治倫理(ハラスメント防止を含む)
第4章 町民と議会の関係	第7条～第9条	情報の公開、町民参加、議決責任
第5章 町長等と議会の関係	第10条～第13条	町長等との関係、審議の方法(一問一答方式、論点整理質問)、政策等の審議と評価、危機管理
第6章 自由討議の推進	第14条	議員間の自由な意見交換の場の設定
第7章 議会活性化の推進	第15条～第18条	議会活性化、議員研修、議員報酬の任期中検証、議員定数の任期中検証
第8章 理念の共有と見直し手続	第19条～第20条	理念の共有(任期開始後の研修)、見直し手続

3.3 条例の実効性の確保

議会基本条例は、制定しただけで自動的に機能するものではない。条例の理念を日々の議会運営に反映させるためには、以下の仕組みを一体的に整備する必要がある。

(1) 運用申し合わせ事項の整備

条例本文は基本的な理念・原則を定め、具体的な運用は、必要に応じて申し合わせ事項等により整理する。条例上、論点整理質問の運用(第11条第3項)及び自由討議の運用(第14条第2項)については「別に定める」こととされており、本委員会としては、令和9年4月1日の条例施行に合わせ、これらの運用に関する申し合わせ事項の整備を進める。

(2) 議員研修の継続的实施

条例第16条(議員研修)に基づき、全議員を対象とした研修を年次で実施する。とりわけ、条例の理念の共有(第19条)を基本に据え、政策立案能力の向上、町民参加の手法、

他自治体の先進的な取組みなど、議会活動の充実に資するテーマを想定している。

(3) 任期中の継続的検証

条例第 17 条(議員報酬の妥当性検証)及び第 18 条(議員定数の妥当性検証)は、議員の任期中(4 年ごと)に、議員報酬及び議員定数の妥当性を検証することを制度化するものである。これにより、本条例の施行後も、継続的に現状に即した検討が行われる基盤が整う。

3.4 施行に向けた取組み

議会基本条例(案)は、令和 8 年 12 月定例会において議員発議により議案として提出し、議会としての議決を経て、令和 9 年 4 月 1 日に施行することを予定している。

施行までの期間に、本報告書及びパブリックコメントで頂戴したご意見を踏まえた条例案の最終調整、論点整理質問及び自由討議に係る申し合わせ事項の整備、全議員を対象とした研修の実施、町民向けの条例周知(議会だより、町ホームページ等)を進めることとしている。

第4章 議員報酬の見直し

▼ 本章の要点

- ・ 議員月額報酬を 212,000 円 → 305,000 円 に改定(+93,000 円、増額率+43.9%)
- ・ 算定方法:原価方式(町長月額 744,000 円 × 41.0% = 305,040 円 → 305,000 円)
- ・ 本町の活動実態に基づく算定結果(町長比 41.0%)は、全国議長会が目指すべき水準として示す 47%を下回る抑制的な水準
- ・ 根拠:議員年間活動日数 125 日(町長の 305 日の約 4 割に相当)
- ・ 23 年間据え置き:平成 15 年以降、最低賃金+約 70%・国家公務員初任給+約 35%に対し、議員報酬は 0%

4.1 現行の議員報酬

現行の議員報酬は、平成 15 年(2003 年)の条例改定以降、23 年間にわたり据え置かれている。この平成 15 年の改定は、町長等の特別職の報酬と一体で、町長提案により行われた引き下げである。具体的な内訳は下表のとおりである。

区分	月額報酬	期末手当 (概算)	年収目安	議員との差 (年収)	町長比 (月額)
議長	283,000 円	約 106 万円	約 445 万円	+112 万円	38.0%
副議長	229,000 円	約 86 万円	約 360 万円	+27 万円	30.8%
議員	212,000 円	約 79 万円	約 334 万円	—	28.5%

※ 期末手当の支給月数は、各年度の人事院勧告等により変動する。年収目安は、月額報酬・期末手当を合算した年間支給総額の概算である。なお、本表及び以降の表における各概算値は精密計算からの四捨五入の結果であり、表面的な引き算と 1 万円程度の差が生じることがある。

なお、本表に示す年収目安は、月額報酬・期末手当を合算した支給総額であり、議員活動に伴う国民健康保険料・国民年金保険料・所得税・住民税等の自己負担を控除する前の水準である。議員には退職金・議員年金制度はなく(議員年金制度は平成 23 年に全国一律で廃止)、雇用保険にも加入していないため、失業手当もない。実際の手取額は、個人の所得状況や世帯状況等により異なるが、年収目安から相応に減少する。

4.1.1 なぜ23年間据え置かれたか

現行の議員月額報酬212,000円は、平成15年(2003年)以降23年間据え置かれてきた。住民意見交換会では、「なぜこれほど長期にわたり見直しが行われなかったのか」との問いが複数会場から提起された。本委員会としての歴史的認識を、以下に率直に記す。

第一に、当時の町財政が厳しい時期にあったこと。当時は歳出全般の抑制が求められており、議員自らの報酬引き上げを提起することは、町全体の財政健全化努力との関係から慎重にならざるを得ない状況にあった。

第二に、定数削減という別の形で「身を切る改革」を進めてきたこと。過去20年余りの間に議員定数を22人→20人→18人→16人と3回にわたり合計6人削減し、定数削減による歳出抑制を先行的に実現してきた。これは、財政健全化に配慮した議会改革の一つであった。

第三に、議員自身から報酬引き上げを発議することへの心理的障壁があったこと。「議員が自分の報酬を上げる」という行為への町民感覚の厳しさを認識していたため、継続的な議論には至らず、結果として23年の期間が経過した。

第四に、議員報酬の定期的な検証を制度化する基盤がなかったこと。議会運営の最高規範である議会基本条例のような仕組みが未整備であり、報酬を定期的に検証する土台そのものがなかった。

本委員会による今回の議員報酬の見直しは、以下の条件が揃ったことを受けて行われるものである。

- ・ 議会基本条例(第17条)の制定による任期中の継続的検証の制度化
- ・ 全国議長会による原価方式の提唱と県内動向の変化
- ・ 現役世代・女性の議員参画促進という全国共通課題への本格的な取組みの必要性

今回の改定は、23年間据え置かれてきた現状を踏まえ、条件が整った今、十分な根拠をもって行うべき調整として位置づけるものである。「なぜ今か」への本委員会の回答は、原価方式という客観的な算定手法が示され、議会基本条例により任期中の継続的な検証が制度化される今、長年先送りされてきた調整を、根拠をもって適正に行えるようになったため、というものである。

なお、議会基本条例(案)第17条により、今後は任期ごと(4年ごと)に議員報酬の妥当性が検証される仕組みが制度化される。

ここで重要なのは、任期中の検証は「必ず引き上げを行う」ことを意味するものではな

いという点である。検証の結果として、社会経済情勢、町の財政状況、議員活動の実態等を勘案し、現状維持が適切と判断される場合もあり得る。本制度の趣旨は、定期的な検証を通じて、その時々状況に即した適正な報酬水準を確保することにある。

4.2 見直しの必要性

月額 212,000 円という現行報酬は、以下のいずれの観点からも、現時点で見直しを要する水準に達している。

(1) 社会経済指標との乖離

平成 15 年以降の社会経済指標の推移は以下のとおりである。

指標	平成 15 年	令和 7~8 年	変化率
岩手県最低賃金(時給)	605 円	1,031 円	+70.4%
国家公務員初任給(大卒)	172,200 円	232,000 円	+34.7%
消費者物価指数(全国)	100	約 117	+17%
金ヶ崎町議員月額報酬	212,000 円	212,000 円	0%

※ 出典:岩手県最低賃金は厚生労働省(令和 7 年 12 月発効)、国家公務員初任給は人事院勧告(一般職大卒程度・令和 7 年)による。消費者物価指数は、総務省統計局の全国消費者物価指数を基に、平成 15 年を 100 として本委員会で換算した概算値である。

最低賃金や公務員給与をはじめ、社会全体の賃金・物価水準が大きく上昇する中で、議員報酬のみが据え置かれ、その相対的な水準は一貫して低下してきた。

(2) 議員のなり手確保の困難

月額 212,000 円から社会保険料・所得税・住民税等を控除すると、個人の状況により異なるものの、手取りはおおむね 17 万円前後にとどまると見込まれる。この水準では、現役世代(30~50 代)が議員活動に相当の時間を割きながら生計を維持することは容易ではなく、結果として、議員を志すことができる層が限られやすい状況にある。現役世代・女性・若年層の議員参画を促すためには、議員活動に継続的に取り組みやすい報酬水準を確保する必要がある。

議員のなり手不足は、単に議会内部の問題ではなく、町民生活にも影響する。子育て中の世代、共働きで働く現役世代、介護を担う世代など、多様な生活実感を持つ方々が議員として参画しにくい状況が続けば、子育て支援・教育・医療・働き方・高齢者福祉といった町民の暮らしに直結する議論が、特定の世代や属性の視点に偏るおそれがある。議会

は、多様な町民の声を代表してこそ、その役割を果たすことができる。本委員会は、報酬の適正化を、そうした多様な参画を支える基盤と位置づけている。

(3) 議員活動量の実態

本委員会が実施した令和6年8月から令和7年7月までの議員活動量調査によれば、本町議員の年間活動日数は1人あたり125日(うち議会活動78日、議員活動47日)であり、本報告書では、これを原価方式の算定基準として採用している。この活動量に対して月額212,000円は、原価方式による算定額(305,040円)を大きく下回るものであった。

活動量調査の詳細

本調査は、令和6年8月から令和7年7月までの12か月間について、議員13名を対象に実施した。調査対象の13名は、議員定数16人から、議長及び調査対象期間中に副議長の職にあった2名を除いた人数である。全国議長会の活動量調査シートに基づき、活動を「①本会議・委員会・協議調整の場・派遣等」(議会活動)、「②法定外会議、住民との対話等」(議会活動)、「③日常の議員活動」(議員活動)の3区分に分類して集計した。日数換算は、ガイドブック(令和7年5月)の方法に従い、1日8時間として算出している。

① 議会活動 — 本会議・委員会等(年間 59日)

議会事務局が把握している開催日数に基づき、以下の活動について、活動した日を1日としてカウントした(同日に複数の会議を開催した場合は重複させず1日として算出)。

活動内容	年間日数
ア 本会議	22日
イ 常任委員会	11日
ウ 特別委員会	14日
エ 議会運営委員会	3日
オ 協議調整の場(全員協議会)	7日
カ 議員派遣	2日
キ 委員派遣	0日
合計	59日

② 議会活動 — 法定外会議、住民との対話等(年間 19 日)

活動内容	年間日数
ア 法定外会議(任意協議会・正副委員長打合せ会議等)	5 日
イ 議会としての住民対話(議会報告、住民懇談会、意見交換会等)	1 日
ウ 研修会への出席	9 日
エ 他の自治体からの視察受入れ対応	3 日
オ その他の議会活動	1 日
合計	19 日

③ 議員活動 — 日常の議員活動(13 名单純平均:約 48 日、算定採用値:47 日)

個々の議員の日常的な活動について、議員 13 名を対象に活動時間を調査し、その平均値により算定した。調査結果を活動分野別に整理すると、以下のとおりである。

活動分野	活動内容	平均時間/年 (13 名平均)
議会活動に付随する活動	議案の精読・作成提出	約 70 時間
	一般質問・質疑・討論準備	約 76 時間
	各種報告書の作成	約 2 時間
	議会活動に係る調査・研究	約 72 時間
	その他	約 21 時間
(小計)		約 241 時間
議員としての住民対話	請願・陳情対応	約 0.5 時間
	住民からの相談対応	約 27 時間
	情報収集	約 28 時間
	広報活動	約 6 時間
	その他	約 7 時間
(小計)		約 68 時間
公的行事への出席	町や各種団体主催の行事(起工式・落成式・成人式・町イベント等)	約 62 時間

活動分野	活動内容	平均時間/年 (13名平均)
その他の議員活動	上記以外の議員活動	約 15 時間
合計		約 386 時間
日数換算	386 時間 ÷ 8 時間 ≒	約 48 日

※ 表中の時間数は議員 1 人あたりの年間平均(概数)であり、端数処理のため、内訳と小計・合計が若干一致しないことがある。

個別議員ごとの調査結果は、ガイドブックの趣旨(個人名を特定しない方法を用いる)に沿い、本報告書には掲載していない。上記の合計約 386 時間(日数換算 約 48 日)は議員 13 名の全員平均であるが、原価方式の算定にあたっては、特定の議員の極端な数値に左右されないよう、活動量が最多の 1 名と最少の 1 名を除いた平均(トリム平均)を用い、議員活動を 47 日とした。

年間活動日数の算定

区分	年間日数
① 議会活動(本会議・委員会等)	59 日
② 議会活動(法定外会議・住民対話等)	19 日
③ 議員活動(日常の議員活動、トリム平均)	47 日
合計(原価方式の算定基準)	125 日

なお、この 125 日には、調査対象期間(令和 6 年 8 月～令和 7 年 7 月)の後に本格化した本委員会・幹事会の活動、住民意見交換会・パブリックコメント対応等は含まれていない。これらを含めれば、議員の年間活動日数は 125 日を上回るものと考えられる(4.3.2 参照)。

(4) 全国的な水準との比較(参考)

本町の現行の議員報酬水準は、町長比 28.5%にとどまっている。これは、本町議員の活動実態(年間 125 日)を基礎とした原価方式による算定結果(町長比 41.0%)と比較しても低い水準である。また、全国議長会が目指すべき水準として示す 47%を下回っており、全国的な議論の動向に照らしても、現行報酬の水準には見直しの余地がある。

4.3 算定の方式(原価方式)

4.3.1 原価方式の概要

本委員会は、まず本町議員が実際にどれだけ活動しているかを自ら調査し(年間活動日数 125 日)、その活動実態に基づいて報酬水準を判断することを基本とした。その活動実態を客観的な数字に置き換える算定手法として、本委員会は「原価方式」(全国議長会が議員報酬見直しの手法として示すもの)を用いた。全国議長会が目指すべき水準として示す 47%や同会の考え方は、この判断の客観性を外部から裏づける参照として位置づけている。原価方式とは、議員活動の実態(年間活動日数)を基礎として、町長の活動日数と報酬との対比関係から、議員 1 人あたりの適正報酬額を算出する手法である。

原価方式の理論的根拠は、「議員活動も町長活動も、町政運営のための公的活動である以上、その活動日数の比率が、報酬額の比率に一定程度反映されるべきである」という考え方にある。従来、町長報酬の一定割合(昭和 53 年当時の全国標準では約 30%)を議員報酬の目安とする考え方が全国的に用いられてきたが、これは実際の活動量を十分に反映しにくい基準であった。令和 6 年以降、全国議長会は、旧来の 30%程度という考え方にとらわれず、活動内容を踏まえた原価方式等を参考に、議員報酬の見直しを進める方向を示している。

4.3.2 町長活動日数との比較と本委員会の算定

本委員会の算定は、以下の手順による。

項目	数値	出典
議員の年間活動日数(議会活動 78 日+議員活動 47 日)	125 日	議員活動量調査(R6. 8~R7. 7)
町長の年間活動日数	305 日	ガイドブックのモデル日数(令和 7 年 5 月)
議員活動の町長活動に対する比率	$125 \div 305 \approx 41.0\%$	計算
町長の月額報酬	744,000 円	特別職給与条例
原価方式による議員 1 人あたり月額	744,000 円 $\times 41.0\% = 305,040$ 円	計算
端数処理後の提案額	305,000 円	千円単位で端数処理

※ 議員活動 47 日について:議員活動は、議員 13 名の全員平均では約 48 日となるが、極端な数値の影響を避けるトリム平均により 47 日を採用した(算出根拠は 4.2(3))。これにより、原価方式の算定基準は 125 日(議会活動 78 日+議員活動 47 日)となる。

※ 町長の年間活動日数 305 日について:この 305 日は、全国議長会のガイドブック(令和 7 年 5 月)が原価方式の算定に用いる「モデル日数」である。ガイドブックは、首長の年間職務遂行日数についてモデル日数の 305 日を使用することを基本とし、実際の職務遂行日数が 305 日未満であるときは実際の日数により計算することとしている。本町においては、町長の職務遂行日数がこのモデル日数を下回る事情は認められないため、ガイドブックの基本どおりモデル日数 305 日を用いている。

原価方式による算定の核心

$$744,000 \text{ 円} \times 41.0\% = 305,040 \text{ 円} \rightarrow 305,000 \text{ 円}$$

$$\text{町長月額報酬} \times (\text{議員活動日数} \div \text{町長活動日数}) = \text{議員月額報酬}$$

参考までに、全国議長会の令和 6 年 7 月 10 日付決議では、市議会議員との均衡を踏まえて「町村長の給料月額 47%程度を目指す」ことが示されている。本委員会が本町の活動実態に基づき算定した 41.0%は、この 47%を下回るものであり、抑制的な算定結果である。

1 本委員会が業務密度を算定式に組み込まなかった理由

住民意見交換会では、「町長と議員では業務密度が違うのではないか」とのご懸念が複数会場から提起された。このご懸念は町民感覚として十分に理解できるものである。しかし、本委員会は、業務密度を算定式には組み込まないこととした。理由は、業務密度の評価には主観的判断が入りやすく、算定結果全体の客観性が損なわれることを懸念したためである。

その結果として、本委員会の算定(41.0%)は、業務の性質や密度の差を算定に加味せず、把握可能な活動日数のみを基礎とした抑制的な算定となっている。以下では、業務密度を算定に組み込まなかったことに関し、本委員会が考慮した点を 3 点記す。

2 業務密度を算定に加味しなかったことに関して考慮した点

- (1) 議員の 1 日は業務密度が高く、日数比較には表れにくい

議員の「議会活動」（本会議・委員会・全員協議会等）は、議案の審議・採決や一般質問など、終日にわたる集中力と、発言に対する責任を伴う密度の高い業務である。こうした1日の密度は、「1日」という単位で数える日数比較には表れにくい。すなわち、活動日数のみに基づく比較は、議員一人ひとりが担う1日の業務密度を十分には反映していない。

(2) 議員は1人で多分野を担う

町長は執行機関の長として、副町長・各課長をはじめとする組織体制のもとで業務を執行することができる。これに対し、議員は1人で、福祉・教育・産業・土木・環境・防災など複数の政策分野を把握し、自ら判断する必要がある。住民相談の内容も多岐にわたり、委員会審査・一般質問の準備も自ら行う。こうした活動の幅は、活動日数という単位だけでは表れにくい面がある。

(3) 算定対象期間以降の活動が含まれていない

活動量調査の対象期間は、令和6年8月から令和7年7月までの12か月間である。この期間以降に本格化した、本委員会8回（第6回から第13回まで）、幹事会7回（第4回から第10回まで）の開催、令和8年2月10日及び同年3月24日の町長への検討状況の説明（計2回）、住民意見交換会（6会場）、パブリックコメント対応等の活動は、125日の集計に含まれていない。これらを含めれば、議員の年間活動日数は125日を上回るものと考えられる。

3 結論 — 提案額は活動実態に基づく抑制的な水準

以上を踏まえると、本委員会の提案額305,000円（町長比41.0%）は、本町議員の活動実態を基礎に、業務の性質や密度の差を加味せず、把握可能な活動日数のみにより算定した抑制的な水準である。本委員会は、業務密度を数値化して算定に組み込むのではなく、町民に対して説明可能な客観的手法を重視し、この算定方法を採用した。

本委員会は、こうした客観性を重視した算定が、町民の皆様への最も誠実な姿勢であると考えた。

4.3.3 ガイドブック類型との関係

全国議長会「議員報酬の見直しに向けたガイドブック」（令和7年5月）は、原価方式の適用方法として、以下の2類型を示している。

- ・ 改革先行型 - 算出された報酬額を基準として改定額を検討する類型
- ・ 改革意欲型 - 今後取り組む活動量を加味して目標報酬額を設定する類型

本委員会は、調査対象期間(令和6年8月～令和7年7月)の実績値のみを分子として305,040円を算出し、千円未満の端数を整理した305,000円を改定額の基礎とした。将来の活動見込みを目標として上乗せする手法は採用しておらず、算定手法としては「改革先行型」に該当する。ガイドブックは、この類型について、議会改革がある程度進んでいる議会においては議会・議員活動が豊富化されていることから、算出された報酬額が現行水準を上回る結果となる類型として説明しており、算出報酬額305,040円が現行の212,000円を上回る本町のケースは、この類型に適合するものである。

以上を踏まえると、本委員会が提案する305,000円は、調査実績に基づく「改革先行型」の算定によるものであり、将来の活動見込みを上乗せしたものではない。議会基本条例(案)第17条において議員報酬の妥当性を任期中に検討することを定めているのは、今後も社会経済情勢、町の財政状況、議員活動の実態等を踏まえ、その時々に応じた適正な報酬水準を継続的に検証するためである。

4.4 近隣自治体との比較

原価方式による算定の妥当性を検証する観点から、近隣自治体及び岩手県内における議員月額報酬の水準を参考として把握した。なお、本委員会の提案額は、これらの比較を基礎として算定したのではなく、あくまで原価方式による独立算定の結果として305,000円に到達したものである点を明確にしておく。

近隣市町の月額報酬及び年収目安は、以下のとおりである(出典・基準日:市は全国市議会議長会「市議会議員報酬に関する調査結果」(令和7年12月31日現在)、町村は岩手県町村議会議長会「第71回町村議会実態調査結果表」(令和7年7月1日現在)。本報告書では最新の調査結果に基づき更新している)。

自治体	月額報酬	年収目安	備考
花巻市(検討中)	413,000円(案)	約659万円	特別委員会が当局へ提案(現行339,000円から+74,000円)
一関市	410,000円	約655万円	令和6年改定
北上市	401,000円	約643万円	隣接市
奥州市	360,000円	約579万円	隣接市
紫波町	300,000円	約479万円	令和元年改定(+21%)
岩手町	250,000円	約399万円	令和7年改定

自治体	月額報酬	年収目安	備考
金ケ崎町(現行)	212,000 円	約 334 万円	23 年間据え置き

近隣自治体との報酬の差は、議員の担い手をどう確保するかという課題にも関わる。隣接する北上市・奥州市は本町より人口規模が大きく、報酬の水準も高いが、議員を志すかどうかを考える住民にとっては、町か市かの区別だけでなく、こうした身近な自治体の水準も現実の判断材料となり得る。議員活動には相応の時間を要し、他の収入を得る機会の制約も伴うため、報酬が近隣と比べて相対的に低い状況は、現役世代をはじめ幅広い住民が議員を志すうえでの妨げとなりかねない。

本町の報酬が低い水準にあることは、自治体の規模による影響を受けにくい「首長比率」(議員報酬÷首長報酬)でも確かめられる。現行の本町は 28.5%で、県内町村の平均 31.0%を下回っており、人口 1.5 万人前後の県内町村(雫石町 31.6%・岩手町 37.9%・洋野町 29.3%等。第 71 回町村議会実態調査・令和 7 年 7 月 1 日現在)との比較においても低い水準にある。

なお、近隣との比較のみを水準決定の基準とすることには、構造的な限界がある。町村議員の報酬は全国的に長く据え置かれて低い水準にとどまり、現在、原価方式の全国展開を契機として各地で見直しが進められつつある。このような局面で、その時々近隣の水準に合わせることを基準としてしまえば、互いに低い水準を参照し合う結果となり、本来あるべき水準への調整がいつまでも進まないおそれがある。本委員会が近隣比較を参考情報の把握にとどめ、本町の活動実態に基づく原価方式を算定の基礎としたのは、こうした理由にもよる。

4.4.1 本委員会提案額 305,000 円の位置付け

本委員会の提案額 305,000 円が、各比較基準の中でどの位置にあるかを比較した。

比較基準	月額	現行との差	上昇率
全国議長会が示す 47%相当額	349,680 円	+137,680 円	+65%
本委員会提案額(原価方式 41.0%)	305,000 円	+93,000 円	+43.9%
紫波町(令和元年改定)	300,000 円	+88,000 円	+42%
岩手町(令和 7 年改定)	250,000 円	+38,000 円	+18%
物価換算(平成 15 年→令和 6 年)	約 246,000 円	+34,000 円	+16% (令和 6 年基準)
金ケ崎町(現行)	212,000 円	-	-

この提案額は、全国議長会が示す 47%相当額(349,680 円)を下回り、原価方式の算定に基づく抑制的な水準である。現行報酬を物価換算した額(約 246,000 円)は、23 年間の物価上昇のみを反映した参考値であって、改定提案の根拠ではない。算定の基礎は、あくまで原価方式による議員活動の実態である。

県内で広域的な見直しが進む動向の中で、この提案額は、紫波町(300,000 円)とほぼ同水準に位置する。なお、全国議長会決議(令和 6 年 5 月 22 日)の留意事項 3(4)は、「類似団体や近隣町村との単純な比較のみにより議員報酬の水準を決定しないこと」を明示している。この提案は、あくまで原価方式による独立算定の結果であり、本節の比較は算定の妥当性を事後的に検証する参考情報である。

4.5 町財政への影響

4.5.1 財政への影響額

本改定案による議員報酬総額の変化は、以下のとおりである。

項目	現行	改定後	変化
議員月額報酬	212,000 円	305,000 円	+93,000 円
議長月額報酬	283,000 円	407,000 円	+124,000 円
副議長月額報酬	229,000 円	329,000 円	+100,000 円
議員 16 人の年間報酬総額(期末手当を含む)	54,775,200 円	78,794,440 円	+24,019,240 円
一般会計予算比(予算総額約 107 億円)	0.51%	0.74%	+0.22 ポイント

※ 年間報酬総額は各月額報酬をもとに期末手当を加算して積み上げた計算値であり、期末手当の支給月数は各年度の人事院勧告等により変動する。

4.5.2 財政健全性の観点からの評価

改定後の議員報酬総額の一般会計予算(約 107 億円)に対する比率は 0.74%にとどまり、平成 15 年当時(約 0.9%)を依然として下回る水準である。県内の水準と比較しても、平泉町・田野畑村と同程度であり、特別に突出するものではない。

令和 6 年度決算に基づく財政状況資料等によれば、本町の財政健全性を示す主な指標は、経常収支比率、実質公債費比率、財政力指数のいずれも県内町村の中で良好な水準にあり、本改定による町財政への影響は限定的であると見込まれる。

本改定による年間増加額約 2,402 万円は、一般会計予算比で約 0.22 ポイントの増である(表示上の現行 0.51%・改定後 0.74%の差は端数処理による)。町の中長期的財政運営に与える影響は限定的であると捉えている。

4.5.3 議員報酬改定の位置づけ

本改定は、単なる議員への支給額の増額ではなく、議会機能を将来にわたり維持するための制度的な措置である。第一に、多様な町民が議員を志すことができる環境を整え、議会の代表性を将来にわたり確保することにつながる。第二に、23 年間据え置かれてきた議員報酬を活動実態に即した水準に整えることで、議員活動の質の維持と充実を図るものである。第三に、議会基本条例、原価方式及び特別職報酬等審議会という客観的な制度運用を通じて、議会制度への町民の信頼の確保につなげるものである。本改定は、町の財政規律を損なうものではなく、議会機能の維持という町政の基盤を支えるための適切な投資である。

4.6 委員会の結論

本委員会は、議員月額報酬について、現行 212,000 円から 305,000 円(原価方式により算定)への改定を提案する。令和 9 年 4 月 1 日からの適用を目指す。

4.6.1 議長及び副議長の月額報酬

議長及び副議長の月額報酬についても、議員報酬の改定に伴い、改定を行う必要がある。議長・副議長の職責(議事の主宰、議会運営の統理、議会を代表しての対外的な公務への出席等)は、休日や夜間に及ぶ場合もあり、一般議員の活動に加えて継続的に発生する追加職務である。これらの職責は、原価方式(議員活動日数 125 日÷町長活動日数 305 日=41.0%)を議員報酬と同様に直接適用できる性質のものではない。

(1) 算定方法の選定

全国議長会「議員報酬の見直しに向けたガイドブック」(令和 7 年 5 月発行、ステップ 7)は、議長・副議長等の役職者の報酬の見直し方法として、活動量の調査による方法(方法 1)と、加算率による算定の方法(方法 2)の 2 つを示している。

本委員会は、議長・副議長の月額報酬の算定にあたり、加算率による算定(方法 2)の考え方を踏まえることとした。議長・副議長は、議事の主宰、議会としての対外的代表、執行部との協議・調整など、一般議員にはない追加職務を担っている。これらの職責について、本町においては、個別に活動量を調査して算定する方法よりも、議員報酬に対する加

算率という比率で整理することが実務上分かりやすいと判断した。加算率には、後述のとおり、本町が長年運用してきた現行加算率(議長 133.5%、副議長 108.0%)を用いる。これにより、議員報酬本体は活動実態に基づく原価方式、議長・副議長の加算は加算率による算定と、それぞれに適した根拠を組み合わせる設計としている。

(2) 加算率の根拠 — 本町現行加算率の継承

本委員会は、加算率として、本町が長年運用してきた現行加算率(議長 133.5%、副議長 108.0%)を継承することとした。これは、これまでの本町議会における運用実績に基づく加算率であり、人口区分の変動に左右されにくい安定的な算定根拠となるためである。なお、本町現行加算率の妥当性は、全国議長会が毎年実施している「町村議会実態調査」(第71回、令和7年7月1日現在、全国926町村)のD区分(人口1.5万~2万人未満、全国88町村)平均加算率とほぼ一致することによって、一定程度確認できる。これとほぼ一致する本町現行加算率は、全国の同規模町村における平均的な運用水準と整合しているものといえる。

本町は、上記調査の基準日(令和7年7月1日)時点において同区分に属していた。同区分の平均値及び本町の現行水準は、以下のとおりである。

区分	全国D区分平均	金ヶ崎町 現行	(参考) 全国全体平均
議長月額	329,424 円	283,000 円	301,111 円
副議長月額	271,347 円	229,000 円	244,934 円
議員月額	250,019 円	212,000 円	222,740 円
議長/議員 比率	131.8%	133.5%	135.2%
副議長/議員 比率	108.5%	108.0%	110.0%

本町の現行の議長/議員比率(133.5%)及び副議長/議員比率(108.0%)は、全国D区分の平均(議長 131.8%、副議長 108.5%)とほぼ同水準にあり、全国の同規模町村における平均的な運用水準と整合している。

(3) 改定後の議長・副議長月額算定の算定

上記(2)で示した本町現行加算率(議長 133.5%、副議長 108.0%)を、改定後の議員報酬 305,000 円に適用する。算定結果は以下のとおりである。

議長・副議長月額算定式

議員月額報酬 305,000 円 × 本町現行加算率 = 議長・副議長月額報酬

(本町現行加算率を継承し、議員報酬 305,000 円ベースで再計算)

区分	計算式	算定額	提案額
議長	305,000 円 × 133.5%	407,175 円	407,000 円
副議長	305,000 円 × 108.0%	329,400 円	329,000 円

※ 提案額は、算定額を千円単位で端数処理したものである。

(4) 算定方法の妥当性

本算定方法は、以下の点で妥当性を有する。

- ・ ガイドブックの考え方に沿い、算定の考え方が一貫している：全国議長会が示す加算率による算定(方法2)の考え方に沿い、全国の他町村における運用とも整合する。また、議員報酬を「町長活動日数に対する議員活動日数の比率」で、議長・副議長報酬を「議員報酬に対する加算率」で算定することで、いずれも比率を用いた算定として整理されている。
- ・ 説明可能性：「全国の同人口規模町村における平均的な運用水準と整合する」という説明は、町民及び特別職報酬等審議会への説明責任を果たす上で、有効な説明材料となる。

4.6.2 改定後の月額報酬・年収目安

上記の検討結果に基づく改定後の月額報酬及び年収目安は、以下のとおりである。

区分	改定前月額	改定後月額	改定後 期末手当(概算)	改定後 年収目安	改定前の年収目安との差
議長	283,000 円	407,000 円	約 152 万円	約 641 万円	+約 195 万円
副議長	229,000 円	329,000 円	約 123 万円	約 518 万円	+約 157 万円
議員	212,000 円	305,000 円	約 114 万円	約 480 万円	+約 146 万円

※ 期末手当の支給月数は、各年度の人事院勧告等により変動する。年収目安は、月額報酬・期末手当を合算した年間支給総額の概算であり、税・社会保険料等を控除する前の額である。改定前の年収目安との差も、同様の前提による概算である。

4.6.3 特別職報酬等審議会への諮問要請

議員報酬の改定に当たっては、金ヶ崎町特別職報酬等審議会条例第2条に基づき、町長が同審議会の意見を聴いたうえで、所要の条例改正手続により決定される。本委員会は、本報告書に基づき、町長に対して同審議会への速やかな諮問を要請する。令和8年12月定例会での条例改正を経て令和9年4月1日施行とするためには、令和8年7月以降、速やかに諮問されることを要請する。

本報告書は、議員活動量調査(年間125日)に基づく原価方式での算定をはじめ、議員報酬の検討経過と論拠を網羅的に取りまとめたものである。審議の基礎資料としてご活用いただくとともに、必要に応じて議会から検討の経緯をご説明する機会(意見陳述の機会)を賜りたい。

なお、全国議長会の決議(令和6年5月22日)第3項は、町長が審議会の意見を聴く場合の留意事項として、次の5点を掲げ、町村への周知を求めている(決議の全文は別紙4)。

- ・ 議会の活動状況を把握している委員の選任
- ・ 議会側への意見陳述の機会の付与
- ・ 活動状況を審議日数のみで捉えず、活動量・活動内容を踏まえた検討
- ・ 類似団体や近隣町村との単純な比較のみによらないこと
- ・ 報酬の増額と引き換えに議員定数を安易に削減しないこと

これらは全国議長会が全町村への周知を求めている事項であり、本委員会としては、審議の参考としてお伝えするものである。審議の進め方やその結論は、審議会の独立した判断に委ねられるべきものであり、本委員会として、その具体的な取扱いを指定して要請するものではない。

第 5 章 議員定数の検討

▼ 本章の要点

- ・ 議員定数は 現行 16 人を維持
- ・ 根拠① 地域代表性:町内 6 地区の声を届けるために必要な規模
- ・ 根拠② 常任委員会体制:2 常任委員会(総務教育民生・産業建設)の安定運営に必要
- ・ 根拠③ 過去の削減実績:既に 20 年余りで 3 回・合計 6 人の削減を実施済
- ・ 根拠④ なり手確保:直近 5 回の選挙の立候補超過数は+1~+2 にとどまる
- ・ 根拠⑤ 財政効果の限定性:14 人案でも予算比 0.09%程度にとどまる
- ・ 報酬と定数は独立に判断(全国議長会決議 留意事項 3(5))

5.1 議員定数の経緯

5.1.1 過去の定数削減の経緯

金ヶ崎町議会の議員定数は、過去 20 年余りで、3 回にわたり段階的な削減が行われてきた。その経緯は以下のとおりである。

時期	定数	削減幅	主な背景
～平成 16 年 2 月	22 人	—	昭和 43 年の定数改正 (26→22 人) 以来の定数
平成 16 年 3 月～	20 人	▲2 人	財政健全化を背景とする削減
平成 20 年 3 月～	18 人	▲2 人	人口減少傾向を踏まえた見直し
平成 24 年 3 月～	16 人	▲2 人	行政改革への協力
令和 8 年現在	16 人	—	14 年間 16 人体制を維持

平成 16 年の 22 人から令和 8 年の 16 人まで、20 年余りの間に 6 人(27.3%)の削減を行ってきたことになる。これは、町財政や行政改革の状況を踏まえ、議会として定数の見直しを重ねてきた経緯を示すものであり、同時期に議員報酬が据え置かれてきたこと(4.1.1 参照)と併せて、議会の自律的な改革の積み重ねを表している。

5.1.2 定数と人口の関係

人口規模と議員定数の関係を時系列で見ると、以下のとおりである。

時期	人口(概算)	定数	議員1人あたり人口
平成16年	16,233人	20人	812人
平成20年	16,436人	18人	913人
平成24年	16,162人	16人	1,010人
令和8年	14,999人	16人	937人

※ 人口は金ケ崎町住民課資料(各年3月31日現在)による。

平成24年以降、本町の人口は約1,200人減少している(平成24年16,162人から令和8年14,999人へ)が、同時期の議員定数は16人で維持されてきた。この結果、議員1人当たりの人口は1,010人から937人となり、人口規模に照らして、住民の意見を議会に届けるための一定の代表機能が確保されている。一方で、人口減少を理由として定数をさらに削減すれば、地域、世代、産業など多様な住民の声を議会に反映する機能が弱まるおそれがある。このため、本委員会は、現時点において現行の16人を維持することが妥当であり、さらなる削減は適当ではないと考える。

5.2 検討の観点

本委員会は、現行16人の定数を維持すべきか、削減すべきかの検討にあたり、以下の6つの観点から総合的に議論を行った。

5.2.1 地域代表性の確保

金ケ崎町は、北部・永岡・三ヶ尻・街・西部・南方の6生活圏からなり、各地区は歴史的経緯・産業構造・住民構成等に独自の特性を有している。これら6地区からバランスよく議員が選出され、多様な声が町政に反映される体制が、町内のいずれの地区に住む住民にとっても重要である。

現行16人体制では、各地区から概ね2~3人の議員が選出される傾向にあり、これまでの選挙結果において、1地区から0人という状況は生じていない。仮に14人に削減した場合、地区によっては代表議員が1人又は0人となるリスクが高まり、地域的な声の反映に支障が生じる可能性がある。

地域代表性は、町民の暮らしに直結する。たとえば、ある地区で道路・水路の整備、通学路の安全確保、空き家対策、獣害対策、集会施設の維持などの課題が生じたとき、地区

の事情を知る議員が議会で声を上げることで、課題が町政に届きやすくなる。逆に、地区の代表議員が不在となれば、生活実態を踏まえた問題提起が遅れたり、地区間の優先順位の議論に偏りが生じるおそれがある。16人体制は、こうした地域ごとの声を議会に届けるために、現時点で必要な規模であると本委員会は判断した。

5.2.2 常任委員会体制の維持

本町議会は、総務教育民生常任委員会及び産業建設常任委員会の2常任委員会体制をとっている。議長は、議会運営全体を統括する立場から、常任委員会には所属しない運用としているため、議長を除く15人が2つの委員会に分かれて審査を行うこととなる。

仮に定数を14人に削減した場合、議長を除く13人が2委員会に分かれることになり、片方の常任委員会は6人体制となる。6人体制では、以下のような実務的支障が生じうる。

- ・ 委員が6人と少ないため、欠席者が出た場合、審議に加わる委員が5人又は4人程度に限られることもあり、安定した委員会運営を保ちにくくなる
- ・ 請願・陳情等の調査・審議の深度を確保しにくくなる
- ・ 所管事務調査の質・量の確保が困難になる

常任委員会は、本会議における議決の実質的な基盤を形成する重要な場であり、定数削減により常任委員会の運営体制が弱まることは、議会機能全体の安定性に影響を及ぼすおそれがある。

5.2.3 なり手確保の現状

金ヶ崎町議会議員選挙の投票率は、平成16年(83.22%)から令和6年(61.01%)まで一貫して低下している。直近5回の選挙における立候補超過数(立候補者数一定数)及び投票率は、以下のとおりである。

選挙時期	定数	立候補者	超過数	投票率
平成20年2月	18人	19人	+1人	74.98%
平成24年2月	16人	17人	+1人	72.40%
平成28年2月	16人	17人	+1人	70.74%
令和2年2月	16人	18人	+2人	67.77%
令和6年2月	16人	17人	+1人	61.01%

近年の立候補超過数は+1~+2にとどまり、投票率も傾向的に低下している。令和6年2

月の選挙は立候補者 17 人で+1 人の超過に過ぎず、仮に立候補者が 1 人少なければ無投票となる状況であった。このようになり手確保が厳しい状況の中で、さらに定数を削減することは、議席の余地を狭め、現役世代や新たに議員を志す人材の参画を一層難しくするおそれがある。

全国議長会「なり手不足対策検討会」報告書(令和 6 年 3 月)は、安易な定数削減が将来のなり手不足や無投票・定数割れにつながるリスクを指摘している。本町においても、立候補超過数が+1~+2にとどまる状況を踏まえれば、定数削減は、議会への新たな参画や選挙の競争性を弱める方向に働くおそれがある。

5.2.4 奇数定数の問題

住民意見交換会において、「15 人(奇数定数)にしてはどうか」とのご意見も頂戴した。しかしながら、本委員会は、15 人への削減についても慎重であるべきと考える。

奇数定数とした場合、議長を除く実質的な表決者数が偶数となり、可否同数となる可能性が生じやすくなる。可否同数の場合は、地方自治法第 116 条第 1 項により議長の裁決となるが、議長の裁決は議会の意思形成において重い判断を伴うものであり、常態的にこれに依存することは望ましいとはいえない。

また、15 人に削減した場合でも、地域代表性、常任委員会体制、なり手確保の観点からは、16 人を維持する場合と比べて議会機能の余裕が小さくなる。このため、本委員会は、奇数定数である 15 人案についても、現時点では採用しないことが妥当であると判断した。

5.2.5 削減による財政効果の検証

議員定数を削減した場合の財政効果を、現行報酬(212,000 円)ベース及び本報告書で提案する改定後報酬(305,000 円)ベースの双方で試算すると、下表のとおりとなる。いずれの前提でも、定数削減による歳出減は限られた水準にとどまる。

現行報酬ベースの試算

区分	16 人(現行)	15 人	14 人
年間総額(概算)	54,775 千円	約 51,438 千円	約 48,101 千円
削減額	—	▲約 334 万円	▲約 667 万円
一般会計予算比	—	▲0.03%	▲0.06%

改定後報酬ベースの試算

区分	16人(改定後)	15人	14人
年間総額(概算)	78,794千円	約73,994千円	約69,193千円
削減額	—	▲約480万円	▲約960万円
一般会計予算比	—	▲0.045%	▲0.09%

令和7年度一般会計当初予算約107億円に対し、現行報酬ベースでの削減効果は、15人への削減で0.03%、14人への削減でも0.06%にとどまる。改定後報酬ベースでも、15人で0.045%、14人でも0.09%である。

いずれの前提でみても、定数削減による歳出減が一般会計予算全体に占める割合は小さい。歳出はいかなる額であっても町民の負担であり、その節減はおろそかにできないが、この削減額と引き換えに議会機能・代表性・なり手確保を損なうことは、町全体にとって望ましくないと本委員会は判断した。

なお、報酬改定後の水準で試算した場合、1人当たりの削減効果額は現行報酬ベースより大きくなる。これは一見、定数削減を検討する材料となり得るが、本委員会は次の2点により、この考え方を採らない。

第一に、全国議長会決議(令和6年5月22日)の留意事項3(5)は、「議会費の総額ありきの考え方から議員報酬を増額する代わりに議員定数を安易に削減することのないようにすること」を明示しており、報酬増額と定数削減を引き換えに考える発想は、本委員会として採用すべきではないと考える。

第二に、定数削減は一度行くと元に戻すことが容易ではなく、将来の町政課題の多様化・複雑化に対応する余地を狭めるおそれがある。定数削減による当面の歳出抑制と、議会機能の長期的な持続可能性を比較すれば、本委員会は後者をより重視すべきであると判断した。

5.2.6 県内同規模町村との比較

岩手県内の町村のうち、金ケ崎町とほぼ同規模の人口(14,000人台～15,000人台)である雫石町(約14,800人)及び洋野町(約14,500人)は、いずれも議員定数16人である。人口規模の観点からみても、金ケ崎町の定数16人は、県内同規模町村と比較しても概ね同水準にあると言える。

参考までに、岩手県内の他の町村の議員定数は下表のとおりである。ただし、町村ごと

に人口規模、地理的条件、産業構造、議会運営体制等が異なるため、単純な比較は適切ではない。本委員会としても、各町の定数は各町の実情に即して独立に判断されるべきものと認識している。

自治体	人口	定数	備考
紫波町	約 32,500 人	18 人	—
矢巾町	約 26,200 人	18 人	—
雫石町	約 14,800 人	16 人	金ケ崎町とほぼ同規模
金ケ崎町	約 15,100 人	16 人	本町
洋野町	約 14,500 人	16 人	金ケ崎町とほぼ同規模
岩手町	約 11,400 人	14 人	—

なお、金ケ崎町は、工業団地を擁し、製造業の集積など産業構造の面で特徴を有している。そのため、本委員会は、議員定数の検討においては他町との比較に依存せず、本町固有の地域代表性(6 地区)、常任委員会体制、なり手確保の状況等を基礎として判断した。

5.2.7 3案の総合評価

5.2.1 から 5.2.6 までの検討を総合した 3 案(16 人・15 人・14 人)の評価を、代表性・議会機能・なり手確保・財政効果の 4 観点で整理すると、以下のとおりである。

区分	16 人(現行)	15 人	14 人	備考
代表性・多様性	◎	○	△	多様な民意の反映に影響
議会機能	◎	○	△	常任委員会の構成に影響
なり手確保	◎	○	△	新たな人材が挑戦しやすい環境に影響
財政効果	△	○	◎	一般会計比 0.03%~0.06%にとどまる
年間変更額(現行報酬ベース)	-	約 334 万円減	約 667 万円減	令和 7 年度当初予算 107 億円

3 案を総合すると、代表性・議会機能・なり手確保の 3 観点では現行 16 人が最も安定した評価となり、財政効果の観点では 14 人が最も大きい。しかし、財政効果は一般会計比 0.03%~0.06%にとどまり、議会機能・代表性・なり手確保への影響と比較すると限定的である。したがって、本委員会は、現行 16 人の維持が最も妥当であるとの結論に至った。

5.3 委員会の結論

本委員会は、議員定数について、現行の16人を維持することが妥当であると結論付ける。その根拠は、本章に詳述したとおり、以下の5点を総合的に勘案したものである。

- (1) 地域代表性の確保 - 町内6地区から多様な声を議会に届けるために、議会機能を維持するうえで必要な規模として、現時点では16人が妥当である。
- (2) 常任委員会体制の維持 - 2常任委員会体制(総務教育民生・産業建設)は、議長を除く15人で構成しており、各委員会は7人又は8人で運営している。14人に削減すると片方の委員会が6人体制となり、常任委員会の運営体制が弱まるおそれがある。
- (3) 過去の削減実績と慎重な判断の要請 - 過去20年余りで既に3回計6人の削減を行ってきた。全国議長会「なり手不足対策検討会」報告書(令和6年3月)は、安易な削減が将来のなり手不足や無投票・定数割れにつながるリスクを指摘している。一度削減した定数を回復することは、実態として極めて困難である。
- (4) なり手確保の現状 - 過去5回の選挙における立候補超過数は+1~+2にとどまっている。この状況で定数を削減すれば、議席の余地を狭め、議会への新たな参画や選挙の競争性を弱める方向に働くおそれがある。
- (5) 財政効果の限定性 - 定数削減による年間歳出削減額は、14人案でも予算の0.09%程度(改定後報酬ベース)にとどまる。この財政効果のみを根拠に、議会機能・代表性・なり手確保に影響を及ぼす定数削減を行うことは適当ではない。

なお、住民意見交換会において「報酬を引き上げるなら定数を減らすべき」との意見(報酬と定数をセットで考える意見)が一部の会場で出された。しかしながら、本委員会は、報酬は議員活動に見合う水準を、定数は議会機能を維持するに足る人数を、それぞれ独立した基準により判断すべきものと考え、一方の結論を他方に機械的に連動させることはしなかった。この考え方は、全国議長会決議の趣旨とも一致する。(別紙5参照)

議会基本条例(案)第18条により、任期中の議員定数の妥当性検証が制度化される。今後、なり手確保の状況、町の人口動態、議会運営の実態等の変化を踏まえ、継続的に検証していくこととする。

第6章 住民意見交換会・パブリックコメントの結果

▼ 本章の要点

- ・住民意見交換会:6会場・参加104名(令和8年4月6日～14日)
- ・パブリックコメント:令和8年4月6日～5月8日に実施
- ・頂戴した主な論点:報酬段階的引き上げ・業務密度・評価制度・定数維持/削減 など14論点
- ・各論点について、委員会の見解を6.2.5で論拠とともに詳述
- ・住民意見を、本委員会の結論を検証する重要な基盤として受け止めた

本章では、住民意見交換会(6会場・参加104名)及びパブリックコメント(令和8年4月6日から5月8日)で頂戴したご意見と、本委員会の対応を記述する。

6.1 住民意見交換会の実施状況

6.1.1 開催概要

項目	内容
実施期間	令和8年4月6日から4月14日まで
実施会場	町内6会場(各地区生涯教育センター)
参加者総数	104名
男女構成	男性90名(86.5%)、女性14名(13.5%)
年代構成(推定)	60歳以上97名(93.3%)、50代4名、40代3名
開催時間	各会場 概ね1時間から1時間30分

6.1.2 会場別参加状況

回	開催日	会場	参加	男性	女性
1	4月6日	北部地区生涯教育センター	9名	7	2
2	4月7日	永岡地区生涯教育センター	14名	14	0
3	4月8日	三ヶ尻地区生涯教育センター	18名	15	3
4	4月9日	街地区生涯教育センター	36名	28	8

回	開催日	会場	参加	男性	女性
5	4月10日	西部地区生涯教育センター	12名	11	1
6	4月14日	南方地区生涯教育センター	15名	15	0
	合計	6会場	104名	90	14

参加者のうち女性は14名(13.5%)にとどまり、60歳以上が97名(93.3%)を占めた。この参加者構成の特徴は、6.1.4において今後の改善課題として取り上げる。

6.1.3 周知及び開催準備

住民意見交換会の開催にあたり、以下の周知を行った。

- ・ 議会だより「かねがさき」 No. 158(令和8年3月19日発行・全戸配布)での特集掲載
- ・ 町広報紙への開催案内の掲載
- ・ 町ホームページでの開催案内の掲載
- ・ 町公式アプリ「かねがさき Info」での情報配信
- ・ 各自治会(自治会長)及び各地区生涯教育センターへの開催案内の配布・参加の依頼
- ・ チラシの作成と議員による個別周知

6.1.4 参加者構成の特徴と今後の課題

参加者の構成を見ると、60歳以上が9割以上を占め、女性の参加は1割程度にとどまった。各会場で頂戴したご意見は率直かつ建設的なものが多く、議論の質としても有意義であったが、参加層の偏りは、今後の課題として認識しておく必要がある。

特に、本改定の主要な政策目的である「現役世代・女性の議員参画促進」の観点からは、現役世代・子育て世代・女性・若年層から、より幅広く意見を伺うことが、今後の検討の重要な課題である(具体の取組みは6.3.5参照)。

この参加層の偏りについては、幹事会及び委員会においても、委員から課題として提起された。開催にあたっては、6.1.3に記載のとおり、できる限り多様な手段を用いて幅広い参加を呼びかけてきた。こうした取組みを行ったものの、なお参加層に偏りが見られたことを踏まえ、今後は、開催日時、周知方法、意見聴取の手法等について、さらに工夫を重ねていく必要がある。

6.2 主な意見と委員会の対応

住民意見交換会で頂戴したご意見を、3テーマ及びその他に分類して整理し、各項目について主な意見の要旨と本委員会の対応を記述する。会場別の意見一覧は別紙2、主要論点14項目に対する委員会見解の詳述は6.2.5に掲載している。住民意見の引用にあたっては、個人情報保護の観点から、発言者の氏名は掲載せず、主な発言会場のみを付記する。

6.2.1 議会基本条例に関する意見と対応

議会基本条例の制定については、全会場において制定自体への賛同が多数を占め、反対意見は特段見られなかった。具体的意見と対応は、以下のとおりである。

主な住民意見	委員会の対応
議会基本条例の制定は、時機を得たものとして評価する。長年にわたる検討の結果として条例が制定されることを歓迎する。	ご賛同いただき感謝する。令和9年4月1日の施行に向け、条例の実効性を確保する申し合わせ事項等の整備を進める。
条例の実効性を確保するため、申し合わせ事項や運用上の工夫が必要ではないか。条例があっても中身が伴わないのでは意味がない。	ご指摘のとおりである。条例本文の理念を日常の議会運営に反映するため、論点整理質問及び自由討議に係る申し合わせ事項の整備を、令和9年4月の施行までに進める。あわせて、政治倫理、ハラスメント防止、町民参加等についても、条例の趣旨を踏まえ、研修や運用上の工夫により実効性の確保を図る(3.3参照)。
議事録・議会だより・ホームページの表示を改善し、読みやすい形にしてほしい。議事録は横書きで行区切りがなく読みにくい。PDF化して手元でゆっくり読めるようにしてほしい。委員会記録やレジメも公開してほしい。(街会場)	基本条例第7条(情報の公開)の趣旨を踏まえ、議事録をはじめとする議会情報を、より読みやすく分かりやすい形で提供することは重要と考える。具体的な改善の方法や時期については、費用や運用面も考慮しながら、今後、議会全体で検討していく。
自由討議の運用について質問したい。公開でやるのか、議事録に残すのか、町民にも知らせるのか。(永岡会場)	自由討議は、議員間の自由な意見交換を通じて、個々の議員の考えを磨き、議決への判断の質を高めることを目的とする。現時点では、議員間の自由な議論を優先する観点から、公開・録音・議事録作成の対象とはしない運用を想定している。具体の運用については、施行までに申し合わせ事項を整備する。
長野県飯綱町のように、住民と議員が協働で政策課題を検討する仕組みも参考にしようか。(街会場)	貴重な先進事例として受け止める。議会基本条例(案)第4条・第8条の趣旨のもと、町民と議会の協働の仕組みの充実について、今後継続的に検討する。

主な住民意見	委員会の対応
議員個々の情報発信が足りない。 「議員さんだよ何やっているのか」という問いに答えるためには、議員個人の発信が重要。(街会場)	議員個々の活動の見える化は、基本条例第4条・第5条・第7条の趣旨に沿う重要な課題と受け止める。議員一人ひとりの活動発信のあり方について、今後、議会全体で検討していく。

6.2.2 議員報酬に関する意見と対応

議員報酬の見直しは、住民意見交換会で最も活発な議論が行われたテーマである。「23年間据え置きの方が問題」「引き上げ自体は妥当」など肯定的なご意見が多数を占めた一方、引き上げ幅や算定根拠について複数の論点が提起された。それらへの詳細な対応は6.2.5で詳述する。本項では、主な意見と対応の概要を示す。

(1) 引き上げ自体への賛同(多数)

主な住民意見	委員会の対応
23年間据え置きは逆に問題であり、今回の改定は時機を得たもの。(街・南方等)	ご賛同いただき感謝する。据え置きが続いた背景には、当時の財政状況や、議員自らの報酬引き上げに慎重であった事情などがあり、その詳細は報告書4.1.1に記載している。
提案額305,000円は妥当。このくらいの水準であれば、現役世代も議員を志せる。(南方・永岡等)	ご理解いただき感謝する。原価方式による算定結果としての客観性を、報告書4.3に記述した。
現役世代・若い世代が担えるよう、むしろもっと高くてもよいのではなか。(北部・南方)	ご意見として受け止める。本委員会の提案は活動実態に基づく抑制的な算定結果であり、報酬水準の妥当性は、今後の継続的検証(基本条例第17条)において、その時々状況に即して検討される。

(2) 引き上げ幅・算定根拠への疑問(主要論点)

主な住民意見	委員会の対応
9万円の一気の引き上げは大きい。段階的にすべきでは。まずは26万円程度への引き上げでもよいのでは。(南方)	論点①(段階的引き上げ)・論点②(26万円案)に詳述。結論として、段階的実施の可否については、特別職報酬等審議会における審議を経たうえで条例改正手続の中で判断される事項であるが、本委員会としては「なり手確保」という政策目的のため段階的実施は積極的には推奨しない。26万円等の中間値については、本委員会として、原価方式に基づく明確な算定根拠を見いだしにくい。
町長との比較(41%)では、業務密度の差が反映されていないのでは。町長の1日と議員の1日は同じなのか。	論点⑤(業務密度)に詳述。本委員会の算定は、業務の性質や密度の差を加味せず、把握可能な活動日数のみを基礎とした抑制的な算定の結果である。

(永岡・西部・南方。6会場のうち3会場で独立に提起)	
全国目標値47%に対して41%とした根拠は何か。(南方)	論点⑤(業務密度)及び本文4.3.2に詳述。41.0%は、把握可能な活動日数のみを基礎とした抑制的な算定結果である。

(3) 他自治体・他町村との比較(主要論点)

主な住民意見	委員会の対応
近隣町村(岩手町25万円等)と比較して高すぎるのではないか。(南方)	論点③(近隣比較)に詳述。全国議長会決議の留意事項3(4)は「類似団体との単純比較によらない」を明示している。本町の算定は、他町との比較を根拠とするのではなく、本町の実態に即した原価方式による独立算定の結果である。
紫波町(定数18・人口32,000人)との比較で整合性に疑問がある。(南方)	論点④(紫波町比較)に詳述。紫波町の月額300,000円と本町の提案額305,000円は月額5,000円の差に過ぎず、それぞれの原価方式算定の結果が同水準に収まったと捉えるのが妥当である。

(4) 財源及び制度設計(主要論点)

主な住民意見	委員会の対応
年間増加額約2,340万円の財源について、補助金削減等の懸念がある。(街)	論点⑦(財源)に詳述。改定後の議員報酬総額は一般会計予算の0.74%にとどまり、特定の補助金削減や住民サービス縮小と引き換えとするものではない。
政務活動費(政務活動調査費)との組み合わせも検討余地があるのでは。(街)	論点⑦(財源)末尾で触れる。建設的なご提案として重く受け止めるが、今回の検討対象は議員報酬本体の適正化である。政務活動費は次期任期中の検討課題として位置づける。

(5) 表示・公開(重要な改善提案)

主な住民意見	委員会の対応
月額のみではなく、年収ベースでの表示が必要。期末手当分を含めた総額で示すべき。(街・北部)	ご指摘を踏まえ、本報告書4.1及び4.6の報酬表に年収目安を併記した。今後の議会広報・町民向け説明資料においても、月額と年収の両方を併記する方針とする。
特別職報酬等審議会の委員名・審議内容の公開を。(南方)	審議会の委員の選任及び運営は、審議会条例上、町長の所管に属する事項である。いただいた「委員名・審議内容を公開してほしい」とのご意見は、審議の透明性を求める貴重なご要望として、議会から町長にお伝えする。審議の透明性の確保については、町において適切にご判断いただくよう期待する。

(6) その他制度的事項

主な住民意見	委員会の対応
一般質問をしない議員と同額でよいのか。議員の評価制度を取り入れてほしい。(南方・西部)	報酬は議員の「地位」に対するもので、質問回数等に連動する成果給ではなく、同じ地位には同水準を支給するのが制度の基本である。一方、活動の見える化(一般質問の徹底・実績の公表・議員研修)には取り組む。(詳細は論点⑥〈一般質問・議員評価〉)
退職金・議員年金等の制度について、他自治体も同様か。(南方)	議員年金制度は平成23年に廃止されており、現在の議員に新たに適用される議員年金制度はない。また、町村議会議員については、町長等の特別職と異なり、退職手当制度は設けられていない。(詳細は論点⑧〈退職金・年金〉)
議員独自の研修費用の制度化を。(三ヶ尻・永岡)	議会基本条例(案)第16条(議員研修)の趣旨のもと、議員研修の充実に取り組む。研修費用の制度化は、次期任期中の検討課題とする。

6.2.3 議員定数に関する意見と対応

議員定数については、現行16人を維持することへの賛同が多数を占めたが、削減論・増員論の双方が提起された。主な意見は以下のとおりである。

(1) 現行16人維持への賛同(多数)

主な住民意見	委員会の対応
これ以上の削減は議会機能を弱める。16人を維持すべき。(永岡・西部・南方等)	ご賛同いただき感謝する。本委員会も同様の判断により、16人維持を結論した(5.3参照)。
町内6地区の声を議会に届けるため、現行を維持すべき。(南方)	ご指摘のとおり、地域代表性の確保は本委員会が16人維持を判断した重要な根拠の一つである。
町の人口増施策を応援する立場として、定数削減は整合しない。(永岡)	ご指摘のとおりである。町が人口増に向けた施策を展開している段階で、議会が人口減少を先取りした体制を選ぶことは適当でない。

(2) 削減論

主な住民意見	委員会の対応
14人に減らして、その分を1人あたり報酬に振り替えるべき。(南方)	論点⑨(定数削減・セット論)に詳述。全国議長会決議の留意事項3(5)により、「報酬を上げるなら定数を減らす」という発想自体が適切ではない。また常任委員会体制の脆弱化・財政効果の限定性等の観点から、14人は適当でない。

6 生活圏×2 人+全町分 2~3 人=14~15 人が論理的ではないか。(南方)	論点⑩(生活圏均等割)に詳述。各生活圏の規模・課題は一様でないため、機械的な均等割は実態に即していない。
15 人(奇数定数)にしてはどうか。(永岡・南方)	論点⑪(奇数定数)に詳述。奇数定数とした場合、議長を除く実質的な表決者数が偶数となり、可否同数の場合には地方自治法第 116 条第 1 項により議長の裁決となる。議長裁決に常態的に依存することは望ましいとはいえず、意思決定の安定性の観点から、15 人案は適当でない判断した。

(3) 増員論

主な住民意見	委員会の対応
女性議員を増やすため、定数を増やしてはどうか。(永岡)	論点⑫(増員・女性参画)に詳述。女性参画の促進は極めて重要な課題であるが、定数増で自動的に女性議員が増えるわけではない。立候補環境の整備(基本条例・議員報酬の適正化等)こそが本質的解決である。
議会機能の強化のため、むしろ増員を検討してはどうか。(街)	なり手確保の現状(立候補超過数+1~+2)を踏まえると、定数増は、必要な候補者数を増やすこととなり、定数割れのリスクを高めるおそれがある。現時点では 16 人維持が適切と判断する。

(4) 関連する論点

主な住民意見	委員会の対応
議員のなり手不足への具体的対策をどう考えるか。(全会場)	本委員会の 3 テーマ(基本条例・報酬・定数)は、まさに「なり手確保の環境整備」を主要目的の一つとする。これに加え、議員活動の見える化、議員研修、町民との協働等の取組みを継続する。
候補者の質の確保と無投票当選への懸念。(永岡)	候補者の質の確保は、選挙制度の枠組みを超える課題であるが、議会としては議員活動の情報発信を通じて、選挙民が候補者を見極められる環境の整備に努める。
長野県飯綱町のような住民協働の事例を取り入れてはどうか。(街)	論点⑬(住民協働)に詳述。貴重な先進事例として受け止める。本町の 16 人維持の結論と矛盾せず、今後の議会活性化に資する視点として受け止める。
奥州市のような活発な議会を目指してほしい。(街)	論点⑭(議会の活性化)に詳述。本委員会の 3 テーマは、議会の活性化を目的とする環境整備の一環である。

6.2.4 その他の意見と対応

(1) 議会運営・議員活動に関する意見

主な住民意見	委員会の対応
議員独自の研修機会の充実を。(三ヶ尻)	基本条例第 16 条の趣旨のもと、研修機会の充実に努める。
一般質問の年 1 回以上の実施徹底を。(西部)	本報告書 6.2.4(統合的意思表明)及び別紙 6 に、現任期の実績と今後の方針を記載。
議員の情報発信強化・議会活動の見える化を。(街)	議会基本条例の施行後の重点取組課題として位置づける。
中学生議会・出前議会等の主権者教育の充実を。(北部)	中学生議会は過去に実施実績がある。基本条例第 8 条(町民参加)の趣旨のもと、小中学生が参画する機会を検討する。
意見交換会・町民懇談会の継続的な開催を。(全会場共通)	基本条例第 8 条の趣旨のもと、意見交換の機会を継続的に持つことは重要と考える。本報告書の提出後も、今回のような意見交換会を定期化する方向で検討する。

(2) 議会の直接の所管に属しない意見(町当局等に申し送り)

以下の意見は、議会の直接の所管に属しない事項であるが、町民の重要な関心事項として受け止め、議会から町当局等に申し送る。

- ・ 下水道料金・合併浄化槽料金に関する意見(西部会場)
- ・ 選挙時期(2月選挙の寒さ)に関する意見(北部会場)
- ・ 民生委員の処遇に関する意見(北部会場)
- ・ 消防団員の減少に関する意見(北部会場)
- ・ 区長の報酬に関する意見(永岡会場)
- ・ 自治会加入率低下・運営課題(街会場)
- ・ 定住政策・人口政策に関する意見(永岡・北部会場等)

(3) 議員活動の評価及び一般質問の実施状況に関する統合的意思表明

住民意見交換会において、議員活動の見える化と評価に関するご意見を複数会場から頂戴した。代表的なものは以下の3点である。

- ・ 一般質問の実施を每期徹底すべき
- ・ 政策提案・公約達成度等を基準とした議員評価制度の導入検討
- ・ 議員個々の情報発信の強化

これらは一見別個の論点に見えるが、「報酬を改定する以上、それに見合った議員活動と説明責任を果たしてほしい」という町民の皆様の共通の思いに根ざすものである。本委

員会は、これらのご意見を重く受け止める。

これらのご意見に対しては、(1)一般質問の徹底、(2)議員活動の評価のあり方に関する検討、(3)議員個々の情報発信の強化、の3つの方向で対応する。詳細は論点⑥(一般質問・議員評価)に委員会見解として記述する。これらの取組みは、議員報酬の改定が「議員活動の質的強化」と一体として進められることを町民の皆様にお示しする、本委員会の意思表示である。

6.2.5 主要論点に対する委員会見解(詳述)

6.2.1～6.2.4では、住民の皆様から頂戴したご意見と委員会の対応の概要を表形式で示した。しかし、特別職報酬等審議会における審議及び町民の皆様への説明においては、主要論点への委員会見解をより詳細に示す必要がある。

本節では、住民意見交換会で複数会場から提起された、又は論点として重要と判断された主要論点14項目について、本委員会としての見解を論拠とともに詳述する。

本節は、議員報酬に関する論点、議員定数に関する論点、及び主要論点对応の基本原則からなる。扱う主要論点は次の14項目である(本報告書で「論点○」とあるのは、いずれも本節を指す)。

【議員報酬】①段階的引き上げ／②26万円案／③近隣比較／④紫波町比較／⑤業務密度／⑥一般質問・議員評価／⑦財源／⑧退職金・年金

【議員定数】⑨定数削減・セット論／⑩生活圈均等割／⑪奇数定数／⑫増員・女性参画／⑬住民協働／⑭議会の活性化

議員報酬に関する論点

論点① 「9万円の一気の引き上げは大きすぎる。段階的な引き上げを」

(主な発言会場:南方・西部)

住民意見の概要

9万円の一気の引き上げは町民感覚として受け入れがたい。21万2千円から30万5千円ではなく、まずは26万円程度への段階的引き上げとしてはどうか。

委員会の見解

- ・ 原価方式により算出された月額305,000円は、議員1人あたり年間125日の活動実績に対応する「あるべき水準」であり、実態との対応関係に基づく客観的な数値であ

る。増額幅9万円の大きさは、23年間の据え置きと実活動量との乖離の結果であつて、増額幅の大きさのみをもって水準を下げる根拠とはならない。

- ・ 23年間の据え置き自体が「長期にわたる実質的な下方圧力」として作用してきた。平成15年以降、岩手県最低賃金は+約70%、国家公務員初任給は+約35%上昇している一方、金ケ崎町議員報酬は据え置かれたままであった。今回の改定は「急激な引き上げ」ではなく「長年にわたり先送りされてきた調整の一括適用」である。
- ・ 段階的施行の可否については、特別職報酬等審議会における審議を経たうえで、条例改正手続の中で判断される事項である。ただし本委員会としては、以下の2つの理由から段階的引き上げを積極的には推奨しない。

○ 第1の理由:本改定の主たる政策目的は「次期選挙(令和10年2月)における現役世代・女性の立候補環境の整備」である。段階実施では、次期立候補検討時点において「将来の見込み額」でしか判断材料を示せず、改定効果が減殺される。

○ 第2の理由:議会基本条例(案)第17条により議員任期中(4年ごと)の報酬妥当性検証が制度化されることから、仮に過大・過小が判明した場合は機動的に見直せる仕組みを備えている。

論点② 「26万円程度でも十分ではないか」

(主な発言会場:南方)

住民意見の概要

21万2千円から30万5千円ではなく、取りあえず26万円ぐらいでもよいのではないかと。山田町でも24万円程度である。

委員会の見解

- ・ 26万円とすると、町長月額報酬744,000円との比較で34.9%となる。しかし、本委員会としては、この34.9%という水準について、原価方式に基づく明確な算定根拠を見だしにくい。「9万円は大きいから間をとる」という考え方は町民感覚として理解できる面があるものの、議員活動量に基づいて算定する原価方式の考え方とは整合しにくい。
- ・ 全国議長会は、令和6年7月10日の決議において、町村長の給料月額47%程度を目指すことを示している。本委員会提案の41.0%は、全国議長会が目指すべき水準として示す47%を既に下回る水準であり、これをさらに26万円(34.9%)まで下げるとは、全国的な議論の方向性から見ても慎重に考える必要がある。

- ・ 305,000 円は、業務の性質や密度の差を加味せず、把握可能な活動日数のみにより算定した抑制的な水準である(論点⑤参照)。
- ・ 近隣町村の事例は参考になるが、各町の議員活動量や議会運営体制は異なるため、他町の水準を直接の根拠とすることは、全国議長会決議の留意事項 3(4)が示す「類似団体との単純比較のみによらない」という趣旨に沿わない。

論点③ 「近隣町村(岩手町 25 万円等)と比較しても高すぎるのでは」

(主な発言会場:南方)

住民意見の概要

岩手町は 25 万円である。金ケ崎町は定数 16 を 14 にすれば 1 人 3 万円ほどアップでき、それが妥当ではないか。

委員会の見解

- ・ 他町との比較は参考情報として重要であるが、そのみを根拠に本町の報酬水準を決定することは、全国議長会決議(令和 6 年 5 月 22 日)の留意事項 3(4)が示す「類似団体・近隣町村との単純比較のみによらない」という趣旨に沿わない。
- ・ 各町の報酬水準は、当該町の議員活動量、議会運営体制、町政課題等を踏まえ、それぞれの議会で議論された結果である。大槌町・岩手町・山田町等の水準は参考となるが、それをもって、金ケ崎町の活動実態(年間 125 日)に基づく原価方式による算定を変更する直接の根拠とはならない。
- ・ 県内では、原価方式の考え方や議員報酬の適正化に関する議論を踏まえ、各自治体で見直しの動きが見られる。花巻市(案)413,000 円、一関市 410,000 円、北上市 401,000 円、奥州市 360,000 円、紫波町 300,000 円等の水準と比較しても、本委員会提案の 305,000 円は、県内の見直し後の水準の中で突出したものではない。
- ・ 「定数を 14 にして 1 人 3 万円アップ」という考え方は、定数削減による歳出減を個別議員の報酬に振り替えるものである。しかし、全国議長会決議の留意事項 3(5)は、議会費の総額ありきで、報酬増額の代わりに議員定数を安易に削減することのないよう求めている。本委員会は、報酬は議員活動量に基づき、定数は議会機能に基づき、それぞれ独立に判断すべきものと考え、この考え方は採用しない。

論点④ 「紫波町は定数 18・人口 32,000 人で 30 万円なのに、金ケ崎町が 305,000 円はおかしい」

(主な発言会場:南方)

住民意見の概要

紫波町は定数 18 名・人口 32,000 人で、金ケ崎町の約 2 倍である。それなのに今回の改定で金ケ崎町の報酬が紫波町より高くなるのは説明がつかない。

委員会の見解

- ・ 紫波町の現行報酬は 300,000 円(年収約 479 万円)、本委員会の提案は 305,000 円(年収約 480 万円)であり、両者の差は月額 5,000 円である。この差は小さく、両町の報酬水準はほぼ同水準にあるものと整理できる。
- ・ 人口・定数の規模と議員 1 人あたり報酬は、必ずしも単純に連動するものではない。原価方式は、各議員の活動量を基礎とする算定であり、人口あたりに按分する考え方はとらない。人口が多い町の議員活動量が自動的に多くなるとは限らず、地域特性、議会運営体制、町政課題の内容等によって、議員 1 人あたりの活動量はそれぞれ異なる。
- ・ 紫波町の水準も、同町の事情に基づく検討を経て定められたものと考えられる。したがって、紫波町 300,000 円と金ケ崎町 305,000 円は、それぞれの町の実情に基づく検討の結果、ほぼ同水準に収まったものと整理するのが妥当である。

論点⑤ 「町長との比較(41%)では業務密度の差が反映されていない」

(主な発言会場:永岡・西部・南方 - 6 会場のうち 3 会場で独立に提起)

住民意見の概要

報酬を上げるのに異論はないが、町長との比較で 41%とあるが、町長の一日と議員の一日の業務密度についてどう考えているか。町長は常勤で、議員は非常勤ではないのか。

委員会の見解

- ・ 本委員会は、住民意見交換会において、複数の会場で「業務密度の差」への懸念が独立に提起されたことを重く受け止めている。
- ・ 本委員会は、業務密度を算定式には組み込まないこととした。理由は、業務密度の評価には主観的判断が入りやすく、算定結果全体の客観性が損なわれることを懸念したためである。これは、本委員会が客観性を重視して選択した算定方法である(詳細:第 4 章 4.3.2)。
- ・ 本委員会の算定(41.0%)は、業務の性質や密度の差を算定に加味せず、把握可能な活動日数のみを基礎とした抑制的な算定となっている。業務密度を算定に組み込まなかったことに関して本委員会が考慮した点は、第 4 章 4.3.2 において、(1)議員活動 1 日あ

たりの密度、(2)1人で多分野を担うこと、(3)調査対象期間以降の活動、の3点として詳述している。

- ・以上を踏まえ、本委員会提案の305,000円(町長比41.0%)は、業務の性質や密度の差を加味せず、把握可能な活動日数のみにより算定した抑制的な水準である。業務密度への住民の皆様のご懸念を否定するものではなく、客観性を重視した算定方法を採用したことを説明するものである。

論点⑥ 「一般質問をしない議員と同額でよいのか。議員の評価制度を」

(主な発言会場:南方・西部)

住民意見の概要

町長は常勤であるのに対し議員は常勤ではない。一般質問をする議員と1回も質問しない議員が同額というのもどうかと思う。議員の評価制度(一般質問・政策提案・公約達成度等)を取り入れてほしい。

委員会の見解

- ・議員報酬は、地方自治法第203条に基づき、議員という職に対して支給される報酬であり、個別議員の質問回数等に連動する実績給・成果給ではない。同じ議員の職にある者には、同じ水準の報酬を支給するのが制度の基本である。
- ・一方で、個別議員の活動を「見える化」する必要性は本委員会も強く認識している。議会基本条例(案)第4条、第7条、第15条、第16条の趣旨のもと、議会だよりやホームページ等を通じて、議員の活動状況をより分かりやすく伝えていくことが重要と考える。具体的な方法は、施行後に議会全体で検討していく。
- ・本委員会は、本懸念への客観的な回答として、現任期(令和6年3月1日から令和10年2月末日まで)における一般質問の実施状況を確認した。全体の傾向は別紙6のとおりである。
- ・現任期の各定例会においては、複数の議員による一般質問が継続的に行われている。議会運営上の役割や個別の事情(役職、健康状態等)により個々の実施頻度には差があるが、一般質問は議員活動の一部であり、議員の活動は本会議・委員会での審査、住民相談、調査研究等にも及ぶ。本委員会としては、各議員の活動状況を議会広報等を通じて継続的に町民にお伝えし、町民が議会活動を確認しやすい環境を整えることが重要であると考えている。

- ・ なお、議長は、議会運営全体を統括する立場から、その職にある間は一般質問を行わない運用としている。議長は、本会議における中立的な議事進行の責任を負うとともに、委員会運営の調整、町長等との協議・調整、議会を代表しての対外的な職務等を担っている。したがって、議長の職責は、一般質問の有無のみで評価すべきものではない。
- ・ 一般質問は、議員活動として取り組むべき最も基本的な事項である。しかし、議員の活動は、一般質問のほか、委員会での議案審査、常任委員会の所管事務調査、地域での住民相談対応、各種行事への参画、政策提言、視察・研修等の多岐にわたる。各議員は、それぞれの状況の中で、これらを組み合わせて議員活動に取り組んでいる。
- ・ 議員の評価制度の導入については、評価基準・評価主体・評価結果の取扱いに関し多様な論点があり、定量的な客観的評価に難しさもある。議会基本条例(案)第17条の任期中の検証機会に併せて、継続的に検討する。

論点⑦ 「年間 2,340 万円の財源をどうするのか。補助金削減や住民サービス低下の懸念」

(主な発言会場:街)

住民意見の概要

305,000円にすると年間2,340万円増える。来年度となると財源をどうするか。補助金を減らすとか住民サービスを低下させる弊害がある。政務活動調査費を計上するなど財政負担を抑える発想もあってよいのではないか。

※ 住民意見交換会(令和8年4月)の時点では議長・副議長の報酬が未確定であったため、16人全員を議員報酬で試算し、増加額約2,340万円・予算比0.72%としていた。その後、議長・副議長の加算を反映した結果、増加額約2,402万円・予算比0.74%となった(本文4.5参照)。

委員会の見解

- ・ 改定後の議員報酬総額の一般会計予算(約107億円)に対する比率は約0.74%であり、平成15年当時(約0.9%)を依然として下回る水準である。県内においても平泉町・田野畑村と同程度であり、特別に突出するものではない。
- ・ 具体の財源は、町全体の予算編成及び予算執行の中で調整されるものであり、本委員会として、本改定を特定の補助金削減や住民サービス縮小と引き換えに行うことは想定していない。

- ・ 議員報酬の増額分は、町政全体に資する投資と位置づける。(1) 現役世代・女性の立候補環境整備、(2) 議員活動の充実による議会機能の強化、(3) 町政課題への継続的・実質的な対応力の確保、の3点である。
- ・ 政務活動費の計上については、現時点では制度化していない。建設的なご提案として重く受け止めるものの、本委員会の今回の検討は「原価方式に基づく議員報酬本体の適正化」を主眼としており、政務活動費の新設は次期任期中の検討課題として位置づけることが適切と考える。

論点⑧ 「退職金なし・年金なしは他自治体も同様か」

(主な発言会場:南方)

住民意見の概要

報酬は提案の通りで良いと思うが、退職金無し・年金無しは他の自治体も一緒か。

委員会の見解

- ・ 地方議会議員年金制度は、平成23年に廃止されており、現在の議員に新たに適用される議員年金制度はない。
- ・ 町村議会議員については、町長等の特別職と異なり、任期満了や退職に伴う退職手当制度は設けられていない。
- ・ 議員報酬は月額で表示されるが、実際の手取額は、所得税、住民税、社会保険料等の負担により、個人の所得状況や世帯状況等によって異なる。また、議員は雇用保険の被保険者ではないため、議員の職を離れたことをもって失業手当の対象となるものではない。表示される月額報酬と実際の手取額には差があることを、町民にも継続的に説明していく必要がある。

議員定数に関する論点

論点⑨ 「14人に減らして、その分を報酬に回すべき」

(主な発言会場:南方)

住民意見の概要

定数16から14にすれば、議員1人当たり3万円ほどアップできるので、それが妥当ではないか。

委員会の見解

- ・ 本委員会は、議員報酬と議員定数を別個の基準で検討することを基本方針とした。これは全国議長会決議(令和6年5月22日)の留意事項3(5)の趣旨に沿うものであり、「報酬を上げるなら定数を減らす」という考え方は、本委員会として採用しない。
- ・ 14人案では、常任委員会体制に具体的な支障が生じるおそれがある。議長は、議会運営全体を統括する立場から常任委員会には所属しない運用としているため、議長を除く13人が2委員会に分かれると、片方の委員会は6人体制となる。欠席者が出た場合、審査に加わる委員が5人又は4人程度に限られることもあり、安定した委員会運営を保ちにくくなる。
- ・ 町内6地区からの多様な声を議会に届けるためには、16人は議会機能を維持するうえで必要な規模である。14人に削減した場合、地域代表性や多様な民意の反映に影響が生じるおそれがある。
- ・ 過去20年余りで既に合計6人の削減を行ってきた。さらなる削減については、これまでの積み重ねを踏まえ、慎重な判断が求められる。
- ・ 一度削減した定数を再び増やすことは、実態として極めて困難である(全国議長会「なり手不足対策検討会」報告書 令和6年3月)。このため、定数削減については慎重な判断が求められる。
- ・ 定数削減による歳出減は限られている。14人に減らしても、改定後報酬ベースで年間の歳出削減額は約960万円(一般会計予算比0.09%)にとどまる。歳出はいかなる額であっても町民の負担であり、その節減は重要であるが、この削減額と引き換えに議会機能・代表性・なり手確保に影響を及ぼす定数削減を行うことは、町全体にとって適当ではないと本委員会は判断した。

論点⑩ 「6生活圏×2+全町2~3=14~15人が論理的では」

(主な発言会場:南方)

住民意見の概要

6生活圏ある中で1生活圏2人とした場合、6生活圏では12人となる。そして、全町からプラス2~3人とすれば14~15人となる。

委員会の見解

- ・ この算定方法は一見分かりやすい考え方であるが、以下の点で金ヶ崎町の実態にそのまま当てはめることは難しい。

- ・ 第1に、6生活圏の規模、人口、地域課題の内容は一律ではない。各地区を一律に「2名」として機械的に割り振る方法では、地区ごとの実情や課題の違いを十分に反映しにくい。
- ・ 第2に、金ヶ崎町議会は、総務教育民生常任委員会及び産業建設常任委員会の2常任委員会体制により、審査の充実を図っている。14～15人では、常任委員会の構成や審査体制に余裕が小さくなり、現在の審議体制を安定的に維持しにくくなるおそれがある。
- ・ 第3に、議員には地域の声を届ける役割に加え、町全体の課題を広い視点から捉える役割も求められる。「全町分2～3名」という考え方だけでは、全町的課題に対応する議員層を十分に確保できるかについて懸念が残る。
- ・ 現行16人は、6地区の地域代表性、全町的視点、常任委員会体制を両立させるうえで、現時点で必要な人数であると本委員会は判断した。

論点⑩ 「15人(奇数定数)にしてはどうか」

(主な発言会場:永岡・南方)

住民意見の概要

議員定数の見直しについては16を維持するということが、これを減らす方向で考えてほしい。15名にすると議長採決が増えるとのことだが、それは数だけの問題で思い切った改革を進めてほしい。

委員会の見解

- ・ 奇数定数とした場合、議長を除く実質的な表決者数が偶数となり、可否同数となる可能性が生じやすくなる。可否同数の場合は、地方自治法第116条第1項により議長の裁決となるが、議長の裁決は議会の意思形成において重い判断を伴うものであり、常態的にこれに依存することは望ましいとはいえない。
- ・ 可否同数の発生頻度自体は偶発的だが、重要議案において発生した場合、議会の意思形成に与える影響は小さくない。「数だけの問題」と片付けることはできない。
- ・ 本委員会が偶数定数を望ましいと考えるのは、議会の意思決定の安定性を確保する観点からである。
- ・ また、15人に削減した場合でも、地域代表性、常任委員会体制、なり手確保の観点からは、16人を維持する場合と比べて議会機能の余裕が小さくなる。このため、本委員会は、15人案についても現時点では採用しないことが妥当であると判断した。

論点⑫ 「女性議員を増やすため、むしろ定数を増やすべき」

(主な発言会場:永岡)

住民意見の概要

議員定数は増やしたほうがよいと思う。特に女性議員を増やすことによって、金ケ崎町の人口も増えるという波及効果が見られるのではないか。

委員会の見解

- ・ 女性議員の参画促進は、本委員会も極めて重要な課題と認識している。ただし、定数を増やしても自動的に女性議員が増えるわけではない。
- ・ 女性・現役世代の参画促進のためには、議会基本条例による議会活動の透明化・活性化、議員報酬の適正化による立候補環境の整備、ハラスメント防止規定の実効的運用などを一体的に進めることが重要な方策である。
- ・ 過去5回の選挙における立候補超過数は最大でも+2にとどまる。このなり手確保の現状で定数だけを増やせば、必要な候補者数が増えることとなり、定数割れのリスクを高めるおそれがある。
- ・ 議会基本条例(案)第18条により、任期中の定数妥当性検証が制度化される。今後、女性・現役世代の参画状況、なり手確保の状況、町の人口動態、議会運営の実態等に変化が見られる場合には、定数のあり方について改めて検証する。

論点⑬ 「長野県飯綱町のような住民協働の取組を」

(主な発言会場:永岡)

住民意見の概要

議員定数については、長野県飯綱町(住民と議員が一緒に課題を出して考える)の例もあるが。

委員会の見解

- ・ 貴重な先進事例として受け止め、今後の取組の参考とする。議会基本条例(案)第4条、第8条の趣旨のもと、町民と議会の協働の場を充実させていく方向性と合致するものである。
- ・ 飯綱町の事例は、定数の多寡ではなく、「議員と住民の関わり方の質」によって議会機能を高めるという視点を示している。これは、本委員会の16人維持の結論と矛盾するものではなく、今後の議会活性化に資する視点である。

論点⑭ 「奥州市(前回無投票→今回6人超過)のような活発な議会になってほしい」

(主な発言会場:永岡)

住民意見の概要

奥州市では前回選挙が無投票であったが、今回は定数を上回る立候補があり、競争性のある選挙となった。金ケ崎町議会も、もっと活発な議会になってほしい。

委員会の見解

- ・ ご指摘の奥州市の事例は、前回無投票であった選挙から、次回選挙において定数を上回る立候補が生じた事例であり、選挙の競争性が変化し得ることを示すものとして受け止める。一方で、選挙の競争性は、報酬水準のみで説明できるものではなく、人口動態、地域の政治状況、候補者の動向、議会活動の見え方など、複数の要因が影響するものと考えられる。
- ・ 金ケ崎町の過去5回の選挙における定数超過数は+1又は+2にとどまっており、投票率も平成16年の83.22%から令和6年の61.01%まで低下している。この状況を踏まえると、立候補環境の整備と議会活動の見える化は、本町議会にとっても重要な課題である。
- ・ 本委員会の3テーマの結論は、これらの課題に対応するための環境整備である。16人の定数を維持しつつ、議員報酬の見直しと議会基本条例による議会活性化を通じて、現役世代・女性を含む多様な人材が議員を志しやすい環境を整え、競争性のある議会選挙につながるよう取り組む。

主要論点对応の基本原則

以上の14論点への対応は、以下の共通原則に基づいている。特別職報酬等審議会における審議の参考となるよう、本委員会としての基本的な考え方を整理する。

報酬に関する4原則

- ・ 原則1:水準は「議員活動量」を基礎とする原価方式により客観的に算定する
- ・ 原則2:他町との単純比較を水準の根拠としない(全国議長会決議 留意事項3(4))
- ・ 原則3:報酬と定数は独立の基準で判断する(同 留意事項3(5))
- ・ 原則4:見直しは任期ごとに検証する(議会基本条例(案)第17条により制度化)

定数に関する4原則

- ・ 原則 1:定数は、議会機能(代表性・審議体制・なり手確保)を維持するに足る水準で判断する
- ・ 原則 2:報酬と定数は独立の基準で判断する(全国議長会決議 留意事項 3(5))
- ・ 原則 3:一度削減した定数の回復は実態として極めて困難であり、慎重な判断が求められる
- ・ 原則 4:女性・現役世代の参画促進は、定数増のみではなく、立候補環境整備を中心に進める

6.3 パブリックコメントの結果

6.3.1 実施概要

議会基本条例(案)、議員報酬の見直し案、議員定数に関する3件について、令和8年4月6日から5月8日までの期間、パブリックコメントを実施した。

項目	内容
実施期間	令和8年4月6日から5月8日必着
対象	議会基本条例(案)・議員報酬の見直し案・議員定数の考え方の3件
意見を提出できる方	金ヶ崎町に住所を有する方
提出方法	郵送・持参・メール・FAX(様式自由)
資料の閲覧	町ホームページ、議会事務局(役場4階)、住民意見交換会各会場
個人情報の取扱い	ご提出いただいた氏名・住所は、提出資格の確認にのみ使用し、公表しない。ご意見の公表にあたっては、個人が特定されない形で取りまとめる。
結果の公表	特別委員会の最終報告書に明記し、令和8年6月定例会をめぐりに取りまとめ、ご意見の趣旨と議会の考え方を町ホームページ等で公表する。

6.3.2 周知方法

パブリックコメントの実施にあたり、以下の周知を行った。

- ・ 議会だより「かねがさき」 No. 158(令和8年3月19日発行・全戸配布)での特集掲載
- ・ 町ホームページでの基本条例(案)全文・資料及び意見提出用紙(様式)の掲載(意見交換会初日から)
- ・ 住民意見交換会6会場での資料配布及び実施要領の案内

6.3.3 提出状況

パブリックコメントの期間中、パブリックコメントとして正式に受け付けたご意見は7件であった。このほか、本パブリックコメント期間外に頂戴したご意見のうち、本検討の3テーマに関するものについても、参考意見として併せて整理した(町内在住の方から1件、町外の方から1件)。区分の「正式提出」は期間内に町内在住の方から正式に提出されたもの、「参考」は期間外のご意見及び町外の方・議会だより第158号応募欄でのご意見を指す。

区分	件数
正式提出(町内・期間内)	7件
参考(町内・期間外)	1件
参考(町外・議会だより応募欄)	1件
合計	9件

6.3.4 寄せられたご意見と議会の考え方

パブリックコメントで寄せられたご意見と、それに対する議会(本委員会)の考え方を、テーマ別に対照して以下に示す。個人情報保護の観点から、提出者が特定されない形でご意見の趣旨を要約している。住民意見交換会と共通する論点の詳しい論拠は、6.2.5(主要論点に対する委員会見解)に詳述しているため、本節では要点を示し、必要に応じて該当の論点番号を併記する。なお、提出状況は6.3.3のとおりである(正式パブリックコメント7件、参考2件)。

(1) 議会基本条例(案)について

ご意見の概要	議会(委員会)の考え方
条例の制定に賛同・共感する。ただし「当たり前なこと」を実際にやり切れるかが課題であり、理念をどう「見える化」「システム化」するかが問われる。作って終わりではなく、これからがスタートである。	制定へのご賛同に感謝する。条例の理念を日常の議会運営に反映するため、令和9年4月の施行までに、論点整理質問及び自由討議に係る申し合わせ事項の整備を進める。あわせて、政治倫理、ハラスメント防止、町民参加等についても、条例の趣旨を踏まえ、研修や運用上の工夫により実効性の確保を図る(3.3)。
任期ごとの検証について、決定に必要な議会の回数を明確にすべき。検証議論で本来の議論時間が減ることへの懸念。任期ごとに高額報酬が決まる「暴走」を防ぐため、決定前の公開・意見募集を継続的に行うべき。	検証の手順や進め方は、施行までに運用面で整理し、他の議会運営に過度に影響しない効率的な手続となるよう検討する。決定前の公開・意見募集については、基本条例(案)第8条(町民参加)の趣旨に沿い、住民意見交換会・パブリックコメント等の手法を活用していく。

<p>政策提言や議員サイドによる条例提案を、第 5 条又は第 15 条に位置付けるべき。議員個々のレベルアップを促すことが、報酬改定の説得力にもつながる。</p>	<p>議員個々のレベルアップは重要なご指摘である。政策提言や議員提案による条例提案は、議員の活動原則(第 5 条)及び議会活性化(第 15 条)の趣旨に含まれるものと整理しており、条文上の位置付けや運用面の取扱いは、今後の条例制定に向けた検討及び運用面の整理の中で引き続き検討する。あわせて、第 5 条・第 15 条・第 16 条の趣旨のもと、議員研修の体系化、政策形成能力の向上、議会活動の見える化に取り組む(論点⑥)。</p>
<p>「開かれた議会」「熟議できる議会」に共感する。①最低年 1 回の一般質問のルール化、②住民意見交換会の継続開催(最低 2 年に 1 回、参加が少なくても定着を)、③議員報酬・定数の任期中検証、の 3 点を確実に実現してほしい。</p>	<p>いずれも条例の理念を実効化する重要なご提案である。①は一般質問の実施の徹底として取り組む(論点⑥)。②は本節「その他」のとおり議会運営委員会等で継続開催を検討。③は基本条例(案)第 17 条・第 18 条で制度化する。運用面の進め方は施行までに整理する。</p>

(2) 議員報酬の改定案(月額 305,000 円)について

ご意見の概要	議会(委員会)の考え方
<p>23 年間の据置きや、退職金・議員年金・雇用保険がない実態を踏まえ、引き上げに賛同する。議員活動に専念できる報酬を確保すべき。</p>	<p>ご賛同に感謝する。退職金・議員年金等がない実態は 4.1 に記載のとおりであり、原価方式による客観的算定の結果として 305,000 円を提案している(4.3)。</p>
<p>一気に約 1.5 倍の引き上げは影響を検証すべきで、数年かけた段階的な引き上げが望ましい。</p>	<p>段階的引き上げの是非は論点①・②に詳述。原価方式により算出された水準を直ちに反映することが活動実態との整合上最も合理的であり、「なり手確保」の政策目的の観点からも段階実施は積極的には推奨しない。</p>
<p>月額 305,000 円は高額で、算定根拠が不明である。年間 125 日の活動でこの金額は高い。日報等により毎日の活動時間が見える化してほしい。</p>	<p>算定根拠は 4.3 に詳述。125 日は議員全員の活動量調査による客観値であり、調査対象期間後に本格化した本委員会・幹事会の活動、住民意見交換会、パブリックコメント対応等を含めれば、125 日を上回るものと考えられる。活動の見える化は基本条例(案)第 7 条等の趣旨のもと継続的に取り組む(論点⑥)。</p>
<p>全国議長会が示す 47%に対し、本町を 41.0%とした根拠を丁寧に説明してほしい。町長と議員では 1 日の活動の質が異なり、拘束日数での比較自体に違和感がある。</p>	<p>論点⑤(業務密度)に詳述。41.0%は全国議長会が示す 47%を下回る水準であり、業務の性質や密度の差を加味せず、活動日数のみを基礎とした抑制的な算定結果である(4.3.2)。</p>
<p>当面は報酬の引き上げ額を抑え、別に「政務活動調査費」を新設する 2 層構造で議員活動を支える方式を検討してはどうか。</p>	<p>議員活動のレベルアップを促す示唆に富むご提案である。今回は議員報酬本体の適正化に焦点を絞るが、政務活動費等の制度的支援は次期任期中の検討課題とする(論点⑦)。</p>

ご意見の概要	議会(委員会)の考え方
報酬の引き上げは議員自らが諮問するのではなく、審議会側で研究・検討する方が筋ではないか。審議会の委員はどなたか。	本委員会の役割は議員報酬等のあり方を議員自身の責任で自律的に検討し町長へ提示することであり、報酬水準の決定権は本委員会にない。議員報酬の改定に当たっては、町長が特別職報酬等審議会の意見を聴いたうえで、所要の条例改正手続により決定される(4.6.3)。委員の選任及び運営は町長の所管事項であり、審議の透明性の確保は町において判断される。
増額分(年間約2,402万円)の財源と、補助金・助成金や住民サービスへの影響を明確にしてほしい。改定差額分は将来を担う子どもたちへの投資に充てるべき。	改定後の報酬総額は一般会計の0.74%にとどまり、特定の補助金削減や住民サービス縮小と引き換えに行うものではない(論点⑦)。予算配分は町長・町当局が総合的に調整する。将来世代への投資というご指摘は重要な視点として受け止める。
報酬アップは今の活動への「対価」か、今後への「期待料」か。報酬に見合う議会活動の自己評価・実績の見える化が求められる。	報酬改定は議員活動の質的強化と一体で進めるべきものとする。一般質問・委員会活動等の実績の定期的な公表、議員研修の体系化に取り組む(論点⑥)。
県内他町の議員報酬並みでよいのではないか。改定の根拠として、より多くの他町議会の例を示してほしい。	論点③(近隣比較)に詳述。本町の算定は他町との比較ではなく原価方式による独立算定の結果であり、類似団体との単純比較のみによらないことは全国議長会決議の留意事項でも示されている。県内の見直し動向は4.4・別紙5にも整理している。

(3) 議員定数について

ご意見の概要	議会(委員会)の考え方
多様な意見を町政に反映する観点から、現行16人が現時点で必要。地域代表のみならず議会全体の代表意識を持ち、議員間の連携も図ってほしい。	ご賛同に感謝する。本委員会も代表性・審議体制・なり手確保の観点から16人維持を結論した(5.3)。
定数は増やすことはあっても削減してはならない。削減すれば住民の声が届かなくなる。	議員活動に専念できる体制づくりは重要な課題と認識する。報酬の適正化で立候補環境を整える一方、なり手確保の現状(立候補超過+1~+2)を踏まえると、定数増は必要な候補者数を増やすこととなり、定数割れのリスクを高めるおそれがあるため、現時点では16人維持が適切と判断した(論点⑫)。
月額305,000円に引き上げるなら定数を削減すべき。報酬増で町のどの予算が削られるのかを明示してほしい。	報酬と定数はそれぞれ独立の基準で判断すべきで、報酬増と定数削減を引き換えに扱う発想は全国方針(留意事項3(5))に反する(論点⑨)。財源は特定事業の削減と引き換えるものではない(論点⑦)。

ご意見の概要	議会(委員会)の考え方
16人維持には違和感がある。14人程度の少数精鋭体制へ移行し、議員一人ひとりの責任と役割を明確化すべき。	論点⑨(定数削減・セット論)に詳述。14人では常任委員会の運営体制、地域代表性、なり手確保への影響を総合的に勘案し、現時点では適当ではないと判断した。報酬と定数はそれぞれ独立の基準で判断すべきであり、引き換えに扱う考え方は全国議長会決議の留意事項3(5)の趣旨に沿わない。
現状維持は「セーフティゾーン」を意識した「はじめに結論ありき」「守りの姿勢」に映る。財政効果のみでなく、議員の資質や議会の矜持が問われている。	結論は代表性・議会機能・なり手確保・財政効果の4観点を比較した結果である(5.2.7)。財政効果(予算比0.03~0.09%)のみを根拠に議会機能・代表性に影響を及ぼす定数削減を行うことは適当ではないと判断した。広い知見を持つ町民の参画を促す環境整備は、基本条例・報酬適正化の主目的でもある(5.3)。

(4) 其他のご意見

ご意見の概要	議会(委員会)の考え方
議員のなり手不足は、自治会の担い手不足等とも共通する地域全体の課題である。現役世代が挑戦できるよう、本業として議員活動に専念できる制度設計を。	町全体の課題として受け止める。本改定及び条例制定を、なり手確保(特に現役・子育て世代・女性)に向けた一連の取組みの一部と位置付け、議員研修の体系化・活動の見える化を進める。
議会が町当局と健全な緊張関係を保ち、追認機関にとどまらない役割を果たすことを期待する。	議会機能の強化と議会基本条例の制定は、町当局の政策形成・予算編成に対するチェック・対案提示の機能を高めるための取組みである。
今回の住民意見交換会を年1回程度(最低2年に1回)継続的に開催してほしい。参加者が少なくとも、対話の機会を定着させることが大切。	基本条例(案)第8条(町民参加)の趣旨と合致する重要な指摘である。本報告書の提出後も、意見交換会・町民懇談会等の継続的な開催のあり方を議会運営委員会等で検討する。
戦前まで地方議員が名誉職の扱いだった歴史に鑑み、地方議員の報酬の検討は必要である(町外の方からの参考意見)。	報酬検討の意義に関するご意見として受け止める。
本検討の3テーマに直接関わらない、町政・議会運営全般に関するご意見(過去の議案対応の評価、特定課題でのより活発な議論への期待等)も寄せられた。	所管を超えるご意見も含まれるが、議会としての受け止めを記録する。議会機能の強化と基本条例の制定を通じて、より活発な熟議に努めるとともに、議会の直接の所管に属しない事項は、町当局等に申し送る。

6.3.5 パブリックコメント実施全体の総括

パブリックコメントで頂戴した7件のご意見、及び参考として整理した2件のご意見は、住民意見交換会(6会場・参加104名)で頂戴したご意見と併せて、本委員会の検討結

果を検証する重要な基盤となった。口頭でのご意見と文書でのご意見は、それぞれ異なる特徴を持ち、相互に補完する関係にある。口頭意見は、その場での双方向のやり取りを通じてご意見の背景や趣旨を深く伺うことができる一方、文書意見は、ご意見を十分に推敲・整理して表現していただく機会となる。

今回頂戴したご意見は、本改定への賛同・反対のいずれの方向においても、本検討の論拠を一段と深めるとともに、施行後の運用における具体の課題(議員活動の見える化、議員研修の体系化、住民意見交換会の継続的開催、任期ごとの検証手続の明確化等)を、より明確に示すものとなった。本委員会は、頂戴した全てのご意見を取りまとめ、本最終報告書の検討結果に踏まえるとともに、個別のご意見に対する委員会の考え方を6.3.4及び6.2.5に明記することで、ご意見をお寄せいただいた皆様への誠実な応答に努めた。

他方、文書による意見提出は、形式に馴染みの薄い方にとってはハードルが高い側面もある。今後の意見聴取の手段については、議会基本条例(案)第4条(議会の活動原則)及び第8条(町民参加)の趣旨のもと、より多様な町民の声が届く仕組みの構築を継続的に検討していく。具体的には、以下のような取組みを順次検討する。

- ・ 若者・女性・子育て世代等を対象とした個別の意見聴取機会の設定
- ・ 時間帯・曜日を多様化した意見交換会の開催
- ・ 各種団体・学校等を通じた意見聴取

このほか、オンラインの活用をはじめ、より参加しやすい意見聴取の方法についても、実現可能性を含めて検討していく。

あわせて、本委員会は、頂戴したご意見を受け止めるだけでなく、その結果を町民に分かりやすく報告することを重視する。住民意見交換会及びパブリックコメントで頂戴したご意見、それぞれに対する議会の考え方、並びに本最終報告書の内容については、議会だより「かねがさき」での特集掲載、町ホームページ(議会のページ)への本最終報告書の掲載、及び町公式アプリ「かねがさき Info」による公表のお知らせ配信により、広く町民に報告する。報告にあたっては、頂戴したご意見と議会の考え方を併せて示すことで、お寄せいただいたご意見に議会がどう応えたかを明確にする。

本委員会は、頂戴した全てのご意見を一つ一つ確認し、真摯に検討を行った。議会基本条例の理念のもと、町民の皆様との対話を重ね、より良い議会を一緒につくっていく姿勢を、今後も継続する。

第7章 結論と今後のスケジュール

▼ 本章の要点

- ・ 3テーマの結論:① 議会基本条例制定、② 議員報酬 305,000 円、③ 議員定数 16 人維持
- ・ スケジュール:令和 8 年 6 月 報告書提出 → 令和 9 年 4 月 1 日 施行 → 令和 10 年 2 月 次期選挙
- ・ 特別職報酬等審議会(町長諮問機関)への諮問を町長に要請
- ・ 令和 8 年 12 月定例会で条例案の提出・議決(議員報酬は町長提案による特別職給与条例の改正、議会基本条例は議員発議による制定。議員定数は維持のため改正不要)
- ・ 施行から次期選挙まで約 11 か月の周知期間を確保

7.1 委員会の結論(3テーマ)

本章では、第1章から第6章までの検討を踏まえ、本委員会の結論を改めて総括する。本委員会は、令和7年3月の設置以来、約1年3か月にわたる検討の結果として、以下の3テーマについて結論を得た。

7.1.1 議会基本条例の制定

令和9年4月1日の施行を目指して、金ヶ崎町議会基本条例(全8章20条)の制定を提案する。議会運営の最高規範として、議会及び議員の活動原則、町民・町長等との関係、議会活動の活性化、継続的な検証の仕組みを体系的に定める(条例の全文は別紙1)。

7.1.2 議員報酬の見直し

議員月額報酬を現行の212,000円から305,000円に改定することを提案する(+93,000円、+43.9%)。算定は原価方式(町長比41.0%)による(詳細は第4章4.3)。

議長及び副議長の月額報酬については、全国議長会のガイドブック(令和7年5月)が示す加算率による算定(方法2)の考え方を踏まえ、本町の現行加算率(議長/議員133.5%、副議長/議員108.0%)を用いて、本町の議員報酬305,000円に適用して算定する。本町現行加算率は、全国町村議会実態調査(令和7年7月1日現在)のD区分(人口1.5万~2万人未満の町村)の平均加算率(議長131.8%、副議長108.5%)ともほぼ一致しており、全国の同規模町村における実態と整合している。結果として、議長283,000円→407,000円、副議長229,000円→329,000円とする(詳細は第4章4.6.1)。

議員報酬の改定は、金ケ崎町特別職報酬等審議会(町長の諮問機関)における審議を経たうえで、条例改正の手續により決定される。本委員会としては、本報告書に基づき、町長に対して同審議会への速やかな諮問を要請するとともに、必要に応じて検討の経緯を説明する機会(意見陳述の機会)を求める(詳細は第4章4.6.3)。

7.1.3 議員定数の維持

議員定数については、現行の16人を維持する。地域代表性の確保、常任委員会体制の維持、過去の削減実績、なり手確保の現状、財政効果の限定性を総合的に勘案した結論である(詳細は第5章)。なお、議会基本条例(案)第18条により、任期中の議員定数の妥当性検証が制度化される。

7.2 今後のスケジュール

7.2.1 全体スケジュール

本報告書の提出以降、令和9年4月1日の施行までの主な工程は、以下のとおりである。

時期	事項	主管
令和8年6月定例会	最終報告書の提出、町長への報告書送付	特別委員会/議会
令和8年7月～10月	特別職報酬等審議会への諮問、同審議会での審議・答申	町長/審議会
令和8年12月定例会	条例の制定・改正の議決 ・議会基本条例：金ケ崎町議会基本条例の制定(議員発議) ・議員報酬：金ケ崎町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の改正(町長提案)	町長/議会
令和9年4月1日	議会基本条例及び改定後議員報酬の施行	-
令和9年4月以降	条例施行後の運用、申し合わせ事項の施行	議会
令和10年2月	次期議会議員一般選挙(予定)	選挙管理委員会

議会基本条例の施行日(令和9年4月1日)から次期議会議員一般選挙(令和10年2月予定)までの約11か月の期間を、新たな議員報酬水準等の町民への周知期間として確保する。この期間に、議会として、改定後の議員活動の見える化、町民との対話機会の拡充、次期選挙に向けた立候補環境の整備に取り組む。

7.2.2 特別職報酬等審議会への諮問要請

議員報酬の改定に当たっては、町長が金ケ崎町特別職報酬等審議会に諮問し、その意見

を踏まえたうえで、所要の条例改正手続により決定される。本委員会としては、本報告書の提出に併せて、町長に対し、令和8年7月以降、速やかに同審議会へ諮問されることを要請する(詳細は第4章4.6.3参照)。

7.2.3 議会基本条例の議決(議員定数は現行16人を維持)

議会基本条例(案)は、議員発議として令和8年12月定例会に提出することを目指す。本委員会は、本最終報告書の提出をもって、その役割を終える。本委員会終了後、令和8年12月定例会での提出に向けて必要となる、本報告書及びパブリックコメントで頂戴したご意見を踏まえた条例案の最終調整、論点整理質問及び自由討議に係る申し合わせ事項の整備、条例(案)についての全議員を対象とした研修などの作業については、議会全体で協議のうえ、引継ぎ体制を決定する。

なお、議員定数については、本委員会の結論として現行16人を維持することから、議員定数条例の改正は行わない。本最終報告書を本会議に報告し、議会としての意思を確認する。ただし、議会基本条例(案)第18条により、任期中の議員定数の妥当性検証が制度化されることから、今後、なり手確保の状況、町の人口動態、議会運営の実態等の変化を踏まえ、継続的に検証していくこととする。

おわりに

本委員会は、令和7年3月の設置以来、約1年3か月にわたり、金ケ崎町議会のあり方を改めて問い直し、町民の皆様の声に向き合う中で、本報告書の3つの結論に至った。

議会基本条例の制定、議員報酬の見直し、議員定数16人の維持 — この3つは、それぞれ独立した制度見直しではなく、「理念・人材・体制」を一体として整える、将来の議会を支える改革である。本委員会の提案は、いずれも「現時点での最善」として慎重に検討したものであるが、議会基本条例(案)第17条・第18条により、社会情勢の変化に応じて任期中に継続的に検証する仕組みを制度として備えている。今回の3テーマの結論は「完成形」ではなく「次の検証に向けた出発点」である。

本報告書は、委員が幾度も議論を重ね、時に意見を異にしながらも、一つひとつ結論を積み上げてきた成果である。議会が自らの手で、これほどの検討を成し遂げる機会、決して多くない。本委員会は、この一連の取組みを、議員の待遇のためではなく、町の将来を託すにふさわしい議会を、議員が力を合わせて築いていくための営みと位置づけている。こうした機会は、いつでも訪れるものではない。今だからこそ、議会のあり方を見つめ直し、町民とともに、より良い議会へと歩みを進めていかなければならない。

住民意見交換会では、町内6地区から104名の町民の皆様に貴重なご意見を賜った。賛同のご意見、懸念のご意見、建設的なご提案のいずれも、本委員会の検討を深める原動力となった。本報告書第6章に示した住民意見と委員会見解のやり取りは、本委員会がどのように考え、何を選び、何を選ばなかったかを、町民の皆様と率直に共有するものとして位置づけている。

金ケ崎町議会がこれからも、町民の負託に応え、多様な世代・立場の声を町政に反映する議会であり続けること — これが本委員会の検討の根底にあった願いである。

結びにあたり、本委員会の検討にご協力いただいたすべての町民の皆様、高橋 寛寿 前町長及び高橋 文浩 町長(令和8年3月19日就任)、今後の手続を担っていただく町当局、行政視察をお受けいただいた山田町議会の皆様に、心より感謝を申し上げます。

また、本委員会の検討期間中に、巴 正市 副議長(令和7年4月13日ご逝去)及び小野寺 恵喜 議員(令和7年10月15日ご逝去)を失ったことは、誠に痛惜に堪えない。両氏は本委員会設置当初から検討にご尽力いただいた議員であり、本報告書の結論は、両氏の議論の蓄積をも礎としている。両氏のご生前のご功績に対し、深く敬意と感謝の意を表するとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

本委員会は、両氏の志を胸に、金ヶ崎町議会の将来をつなぐ責任を自覚し、本報告書をここに取りまとめた次第である。

令和8年6月

金ヶ崎町議会 議員報酬等検討特別委員会

委員長 佐藤 千幸

別紙

本報告書に添付する別紙は、以下のとおりである。

- ・ 別紙 1 金ケ崎町議会基本条例(案) ※別ファイル添付
- ・ 別紙 2 住民意見交換会における主な意見一覧
- ・ 別紙 3 議員報酬等検討特別委員会 委員・幹事名簿
- ・ 別紙 4 全国町村議会議長会の決議(概要)
- ・ 別紙 5 全国決議と本委員会結論の対照表
- ・ 別紙 6 現任期における一般質問の実施状況(全体傾向)

※ 別紙 1(議会基本条例(案)全文)は本報告書とは別ファイルとして添付する。別紙 2～別紙 6 は本ファイルに収録する。

別紙 2 住民意見交換会における主な意見一覧

住民意見交換会(令和8年4月6日～14日・6会場・参加104名)において頂戴した主な意見を、各会場の担当議員が作成した報告書に基づいて、会場別及び分野別に整理した。発言者の氏名は個人情報保護の観点から原則として掲載せず、発言の趣旨を要約する形で記載している。なお、本一覧は頂戴したご意見を記録したものであり、これらに対する本委員会の考え方及び対応は、本報告書第6章(特に6.2.5「主要論点に対する委員会見解」)に整理して示している。

参加者数及び男女内訳は、各会場の受付簿の集計に基づく。

1 第1回 北部地区

令和8年4月6日、北部地区生涯教育センター。参加:9名(男性7名・女性2名)。出席議員9名。

(1) 議会基本条例について

- ・ 基本条例を含めて報酬・定数を据え置きにしてきたが、なぜ今、見直しを行うのか
- ・ 中学生議会など、小中学生の声を拾う取組みの継続・拡充への期待

(2) 議員報酬について

- ・ 議会だより「かねがさき」No.143号の寄稿者からのご意見:県内調査(令和4年)で最低165,000円、最高637,000円の実態。平成15年に報酬を引き下げて以降、変わっていない。春闘での賃上げで民間は引き上げ毎年進んでいる。政務活動費がない分、報酬を上げてよい
- ・ 政務活動費の検討もすべき
- ・ 議員年収総額と現行月額が合わない。実際の年収の月額ベース(約40万円)も示すべき
- ・ 活動費がないのであれば上げるべき。見直しに賛同

(3) 議員定数について

- ・ 報酬が少ないところは、定数割れもある
- ・ 報酬を上げてても消防団員は減少している。どう見るか
- ・ 民生委員は定数に1名不足(県2万円・町8.4万円の活動費では重い職責に見合わない)

- ・金ケ崎町は工業製造出荷額北東北トップ。法人税を活用し、議員・関係者の待遇を改善してもよい

(4) その他

- ・小中学生の声をどのような機会に拾っていくのか
- ・選挙時期が寒い2月で除雪の負担。時期を考えてほしい
- ・議員年金は平成23年に廃止(3期続けると受給可能だった制度)

(5) 会場の雰囲気・所感(担当議員報告)

北部地区自治会連合会総会で50人ほどにチラシ配布、議会だよりでのPRをしたが、参加者が9人であり、行政区数11と比較しても少なく、関心が薄いと感じられた。これまでの懇談会と同様の雰囲気。

2 第2回 永岡地区

令和8年4月7日、永岡地区生涯教育センター。参加:14名(男14名・女0名)。出席議員8名。

(1) 議員報酬について

- ・23年間見直しをやってこなかったのはなぜか
- ・報酬額について妥当とは思いますが、金額の根拠を示す材料がない
- ・審議会に住民の意見はどう反映されるのか
- ・報酬を上げるのに異論はないが、町長との比較で41%とあるが、町長の一日と議員の一日の業務密度について、どう考えているか

(2) 議員定数について

- ・16を維持するとのことだが、減らす方向で考えてほしい
- ・議員定数は増やしたほうがよい。女性議員を増やすことで、金ケ崎町の人口も増えるという波及効果が期待できる

(3) その他

- ・区長の報酬はどうか

- ・意見交換会のスケジュールをもう少し考えてほしい。住民に理解されるのか疑問
- ・意見交換会のことを区長だけに知らせたのか
- ・議員報酬・定数に異論はないが、町外勤務者が町内に住まず、北上市・奥州市に家を建てる状況。金ケ崎町に家を建てる政策を立て、議員数を増やすのが良いのでは
- ・選挙において無投票で当選した人が適任者でない場合の懸念

(4) 会場の雰囲気・所感(担当議員報告)

進行担当者の進め方、回答者の答弁の仕方が良かった。住民の方々は議会についてかなり勉強しているなど感じた。総じて、議員報酬は上げる方向、議員定数は増やす方向で捉えていただいたと感じた。

3 第3回 三ヶ尻地区

令和8年4月8日、三ヶ尻地区生涯教育センター。参加:18名(男性15名・女性3名)。出席議員8名。

(1) 議会基本条例について

- ・自由討議の制度化について、公開で行うのか、議事録をとって住民に知らせるのか(→公開はかまわないが、議事録の公表までは未想定との回答)

(2) 議員報酬について

- ・議員定数は減らさなくていい。議員で生計が立てれるくらいの報酬を出してそれなりの仕事をしていただければ上げていい。若い議員のなり手を増やしたいなら、大胆なことをしなければならない。ただし、上げたからにはその仕事が見えるようにすべき
- ・基本条例はあるものだと思っていた。是非必要。定数は減らすことはない。県内で減らしている市町村は人口が減っているが、金ケ崎は横ばい。今のまま議員に頑張ってもらいたい
- ・議員報酬はなぜこんなにも少ないのか。23年前は財政的に大変だったと思うが、今は42%ぐらいと高い。提案された額よりも高くても良い。県内でも一番高い固定資産税なのに、こんなに報酬が低いのは信じられない

(3) その他

- ・ 議員報酬以外に、活動時の報酬はあるのか。独自に研修する場合、行きたい研修に行けるシステムがあればいい(→定例会以外の委員会出席で1回1,000円、その他は無し。市部では政務調査費があるが当町ではない)
- ・ 自治会に入らない人が増えゴミ出しトラブル等で困っているが、町に相談しても対応してくれない。町民懇談会もないので、議会でも意見交換の場を設けてほしい

(4) 会場の雰囲気・所感(担当議員報告)

全体的に、基本条例の制定、報酬増、定数維持に好意的な意見が多かった。町民懇談会がなくなったことを受け、懇談の場を求めている住民が多くなってきていることを感じた。直近の町民懇談会に比べて住民参加人数が多くなっている。

4 第4回 街地区

令和8年4月9日、街地区生涯教育センター。参加:36名(男性28名・女性8名)。出席議員8名。

(1) 議員報酬について

- ・ 議員報酬を上げるのは、議員のなり手を増やすのが主旨なのか、今までが安すぎたのか
- ・ AIで情報が取れる時代。全国の町議の平均は212,000円。他が高くしているから議会も高くするのか。月額より年収で捉えても良かった
- ・ 市と町の議員報酬の比較について、市が1.7倍と高いが、町が低い理由は。やっている中身が違うのか(→議長:市議会は議会の開催日程も長いなど活動のボリュームの違いはある。盛岡市は617,000円、奥州市は360,000円という現実もある)
- ・ 212,000円は手取りだと180,000円程。算定根拠を町長と比較するのはなぜか。多角的な分析で積み上げないと弱い
- ・ 議員活動量125日について、議員16人には格差があると思うが、真ん中をとったのか。1~2時間、半日でも1日とカウントするのか。公平性の根拠は(→副委員長:平均を出しており、時間で算定し8時間超えた分は1日としている。議会活動は交通費も発生するので、2つの会議を1日で済ませることもある)

- ・ 305,000 円にすると年間 2,300 万円増える。財源をどうするのか。補助金削減や住民サービス低下の懸念。盛岡市は現在 123 の事業の見直しを行っている。政務活動調査費を計上するなど財政負担を抑える発想があっても良い

(2) 議員定数について

- ・ 長野県飯綱町(住民と議員が一緒に課題を出して考える)の例もある
- ・ 奥州市は前回選挙で無競争だったが、今回は 6 人オーバーする状況があった。もっと活発な議会になってほしい
- ・ 金ケ崎町は平均 68.6 歳。女性議員も本町は 3 人、奥州市は 5 人。先ずは出やすい環境づくりにしたい

(3) その他

- ・ 条例について、当然やっけていて当たり前なのに、やってないのがほとんどで作成したのか。やって当たり前を条例で作るのは何故か(→議長:やってこなかったのではなく、しっかり定めることで上を目指す議会をつくりたい。北海道栗山町議会が最初で、うちは遅いほうだ)
- ・ 議事録を見ようと思うが、ネットに載っているのは見にくい。基本条例作成時のレジメもあった方が良い
- ・ 活性化につなげるためには、議員一人ひとりが情報発信をしていくのが大事
- ・ 選挙では SNS で選挙がかき回されている。16 人プラス 1 人になるなど候補者が流動的

5 第 5 回 西部地区

令和 8 年 4 月 10 日、西部生涯教育センター。参加:12 名(男 11 名・女 1 名)。出席議員 7 名。

(1) 議会基本条例について

- ・ 基本条例を制定されている他市町村はどれくらいの割合か(→全国的には約半数)
- ・ 基本条例は実効性のあるように(→申し合わせ事項として、条文など使えるよう仕組みづくり中)

(2) 議員報酬について

- ・ 兼職は可能か(→現在の議員で会社勤めをしているのは 1 名、他は農業など)

- ・ 一般質問を行う割合は(→年4回の議会のうち、約6~8名が一般質問。一般質問していない人はいない)
- ・ 報酬は一気に上げ過ぎではないか。もっと前から取り組むべきだった。値上げは必要
- ・ 報酬上げるのは、遅すぎた
- ・ 審議会はどういう方法で決まるのか(→町長が委員を7名指名。誰が指名されるかは分からない)
- ・ 報酬を上げることで、なり手が確保できるのか(→それは分からない。背中を押すきっかけの一つ)
- ・ 議員というのは町長と同じレベルなのか(→同じではない。違いを出す議論をしたが、落とし所がなかったため、日数で計算した)
- ・ 財政の健全化を根拠に再算定してはどうか

(3) 議員定数について

- ・ 定数は16でいい
- ・ 定数は削減すればいいものではない

(4) その他

- ・ 議会活動の活性化を。一般質問だけが仕事ではないと認識しているが、町に対して課題を提示でき、町民にも知らせられるものとして、暗黙の町民との約束ではないか。年に最低でも一回はしてほしい
- ・ 住民意見交換会、今までは団体を対象にしていたが、今後は住民とも行ってほしい。参加者が少なくても、そういう形を確保してほしい。開かれた議会を
- ・ 町民の声を町長に提出したと3月24日の新聞に掲載されていたが、一部の声を聞いただけなのに、民主的なものと言えるのか(→ほっとミーティングは年1回開催、町政に関する事は町長に報告している)
- ・ 下水道料金・合併浄化槽の値上げについて(町行政への意見)
- ・ 寸志の支出(→飲食を伴う会合などは見合ったものを支払い、地区により無いところもある)

6 第6回 南方地区(最多論点提起)

令和8年4月14日、南方生涯教育センター。参加:15名(男15名)。出席議員7名。

(1) 議会基本条例について

- ・ 条例については、遅きに失したのではないか。県ではどれくらいの自治体が取り組んでいるのか(→県内10自治体、全国6割程度)
- ・ 議会運営については、古い体制ではないか
- ・ 条例については問題ないと思う

(2) 議員報酬について

- ・ 報酬を一気に9万円ほど上げるのは、町民感覚としていかななものか。21万円から30万円はなく、取りあえず26万円ぐらいでもよいのでは
- ・ 町長は常勤であるのに対し、議員は常勤ではない。一般質問をする議員と1回も質問しない議員が同額というのもどうかと思う
- ・ 大槌町は24万円ほど。定数16から14にすれば、議員1人当たり3万円ほどアップできるのでそれが妥当では
- ・ 報酬の額は妥当かと思う。23年間据え置かれてきたのがおかしいと思っていた
- ・ 議員の勤務時間の中で、余った時間はどうしているのか
- ・ 報酬は30万円でよいと思うが、これは全国的な算定方法か
- ・ 報酬の9万円アップは見直してほしい
- ・ 勤務日数125日の算出方法はこういったものか
- ・ 議員の評価制度は取り入れてほしい。報酬審議会委員が誰かも公開してほしい

(3) 議員定数について

- ・ $6 \text{ 生活圏} \times 2 \text{ 人} + \text{全町プラス} 2 \text{ 人} = 14 \text{ 人}$ 。定数は14~15でよいのでは
- ・ 紫波町は定数18名・人口32,000人(金ヶ崎町の倍)で報酬30万円。金ヶ崎町が305,000円はおかしいのでは
- ・ 定数は現状維持でよい

(4) その他

- ・ 議員のなり手を探そうという人がいなくなってきた。議員をやる意欲がなくなってきたのでは
- ・ 若い人を出そうとしても、報酬が安くてやれない。議会から企業などに、勤めながら議員がやれるよう依頼してみてもどうか

(5) 会場の雰囲気・所感(担当議員報告)

来場者は町政や議会に関心がある人が多かった。参加者は意見を主張できる人が多かったと思われ、パブリックコメントがどれだけあるかに期待したい。最終日ということもあつてか、報道関係も2社が来場され、関心の高さが感じられた。来場者は好意的かつ良好な方々が多く、暖かい雰囲気の中で最終日を終わられた。会を終えても議長・委員長・副委員長へのぶら下がり取材があり、関心の高さが伺い知れた。

7 会場別の参加状況一覧

会場	日付	参加住民	出席議員	備考
北部	4/6(月)	9名(男7・女2)	9名	—
永岡	4/7(火)	14名(男14・女0)	8名	—
三ヶ尻	4/8(水)	18名(男15・女3)	8名	—
街	4/9(木)	36名(男28・女8)	8名	—
西部	4/10(金)	12名(男11・女1)	7名	—
南方	4/14(火)	15名(男15・女0)	7名	—
合計	—	104名(男90・女14)	延べ47名	参加者60歳以上93.3%、女性13.5%

8 委員会の受け止め

本別紙に示した意見は、6会場104名の町民の皆様から頂戴した貴重な声である。賛同のご意見、懸念のご意見、建設的なご提案のいずれも、本委員会の検討を深める基盤となった。

特に、複数の会場で独立に提起された論点——段階的実施の可否(論点①)、業務密度(論点⑤)、報酬増・定数削減のセット論(論点⑨)等——は、住民の皆様の根本的な関心

事項であり、本報告書 6.2.5 及び第 4 章・第 5 章において、委員会の見解を論拠とともに詳述した。本委員会は、これら頂戴したご意見を単なる「参考資料」として扱うのではなく、委員会の検討結果を検証する重要な基盤として、本報告書の第 6 章及び別紙に体系的に位置づけている。

また、議会の活動の「見える化」、町民との意見交換の継続、政務活動費の検討、議員評価制度の検討等、今後の議会改革の方向性を示すご提案も多数頂戴した。これらについては、議会基本条例の運用及び任期中の継続的検証の機会において、継続的に取り組んでいく方針である。

別紙 3 議員報酬等検討特別委員会 委員・幹事名簿

1 現在の委員構成

本委員会(議員報酬等検討特別委員会)は、令和7年3月21日の本会議において、発議案第3号(地方自治法第109条及び委員会条例第4条に基づく設置決議)により設置された。委員の定数は「議長を除く15人」と定められている。現行の委員構成は、以下のとおりである。

なお、議長(伊藤 雅章)は発議案第3号の規定により委員ではないが、地方自治法第105条の規定に基づき本委員会に出席している。

議席番号	氏名	本委員会における役職
1 番	菅原 政憲	委員
2 番	榊 秋光	委員
3 番	原 由美子	委員
4 番	阿部 一之	委員
5 番	平 志乃	委員
6 番	及川 権一	委員
7 番	千田 眞一	委員
8 番	後藤 紳一	委員
9 番	高橋 藤宗	副委員長
10 番	阿部 典子	委員
11 番	千葉 良作	委員
12 番	阿部 隆一	委員
13 番	佐藤 千幸	委員長
14 番	山路 正悟	委員
15 番	高橋 美輝夫	委員(副議長)
16 番	伊藤 雅章	議長(委員外・全ての会議に出席)

2 検討期間中の委員構成の経緯

本委員会は、令和7年3月21日の設置から令和8年6月の最終報告書提出までの約1

年3か月の検討期間において、以下のとおり議員構成の変動があった。

時期	事項
令和7年3月21日	発議案第3号により本委員会 設置（委員の定数:議長を除く15人）、 委員長 高橋 美輝夫、副委員長 高橋 藤宗 就任
令和7年4月13日	巴 正市 副議長 逝去
令和7年4月18日	第1回特別委員会(幹事の選任等)
令和7年5月7日	臨時会にて高橋 美輝夫 議員が副議長に就任
令和7年5月13日	第2回特別委員会にて、高橋 美輝夫 委員長が副議長就任(令和7年5月7日)に伴い委員長を辞任。委員会条例第9条に基づき高橋 藤宗 副委員長が職務を代理し、佐藤 千幸 議員が委員長に就任(高橋 藤宗 副委員長は留任)
令和7年10月15日	小野寺 恵喜 議員 逝去
令和8年3月3日	議長指名により菅原 政憲 議員・榊 秋光 議員が本委員会委員に就任 (委員会条例第5条第4項)

本委員会は、これらの変動を経ながらも、検討の連続性を維持し、最終的に本報告書の確定に至った。

3 幹事会の構成

本委員会の事前協議及び論点整理を行う幹事会は、委員長・副委員長、副議長、及び議会運営委員会から選任された議員で構成し、議長は地方自治法第105条の規定に基づき全ての会議に出席してきた。

本委員会の検討期間中、議員構成及び議会内の委員会改選に伴い、幹事会の構成にも変動があった。経緯を区分して記載する。

(1) 令和7年5月～令和8年2月(第1回～第7回幹事会)

区分	氏名
委員長	佐藤 千幸
副委員長	高橋 藤宗
幹事(副議長兼任)	高橋 美輝夫
幹事	阿部 典子
幹事	及川 権一

区分	氏名
幹事	千葉 良作
議長(委員外)	伊藤 雅章

(2) 令和 8 年 3 月以降(第 8 回幹事会以降)

令和 8 年 3 月 1 日の議会運営委員会及び各常任委員会等の改選に伴い、幹事会の構成は以下のとおり変動した。

区分	氏名
委員長	佐藤 千幸
副委員長	高橋 藤宗
幹事	阿部 典子
幹事	原 由美子
幹事	及川 権一
幹事	千葉 良作
議長(委員外)	伊藤 雅章
副議長(オブザーバー)	高橋 美輝夫

幹事会は、本委員会全体会に先立ち、論点整理及び方向性の協議を行う合議体として機能した。最終的な意思決定は、いずれも本委員会全体会(議長を除く 15 名を委員とし、議長は地方自治法第 105 条に基づき出席)において行っている。

別紙 4 全国町村議会議長会の決議(概要)

1 令和6年5月22日 決議「町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議」

全国町村議会議長会は、令和6年5月22日、議員報酬の見直しに関する決議を行った。同決議は、従来の昭和53年標準(町村長の給料月額の30%を基準とする方式)の廃止を宣言し、各町村議会が自らの活動実態に応じた適正な報酬を検討することを促すものである。

決議の要旨は以下のとおり。

- ・ 町村議会議員のなり手不足問題が深刻化しており、その要因の一つとして、都道府県議会議員・市区議会議員と比べて著しく低い議員報酬(全国平均月額約21.7万円)があることは明らかである
- ・ 本会が昭和53年に示した議員報酬の全国標準(町村長の給料月額の約30%)を廃止する
- ・ 議会に多様な人材の参画を促す観点から、更なる議会改革を進め、議会・議員の活動量を豊富化し、住民の理解を得ながら議員報酬の適正化を図っていく

決議の留意事項は以下のとおり(本委員会の対応関係を括弧内に付記)。

- ・ 第1項:町村議会の議員報酬はそれだけでは生計を維持できないほどの低水準であることから、長との権衡を考慮して定めることを地方自治法に規定すること
- ・ 第2項:議員報酬の改善に伴う議会費の増額が町村の行財政運営に影響を与えることがないように、財政措置の充実等の環境整備を図ること
- ・ 第3項:議員報酬を検討するに当たって、町村長が特別職報酬等審議会の意見を聴く場合は、審議会の運営等について、次の事項に留意するよう、町村に周知すること

第3項に掲げる審議会の運営等に関する留意事項は、次の(1)から(5)のとおりである(各項目の末尾の括弧内に本委員会の対応関係を付記する)。

- (1) 審議会委員には議会の活動状況を把握している者を選任すること(本委員会は本報告書4.6.3で決議の趣旨に言及)
- (2) 議会側に意見陳述の機会を付与すること(本委員会は本報告書4.6.3で決議の趣旨に言及)
- (3) 議会・議員の活動状況を単に審議日数のみで捉えることなく、住民との対話や日常の議員活動など活動量や活動内容を踏まえ検討すること(本委員会は議員活動量調

査により年間 125 日の活動実態を把握し、原価方式の算定基礎とした。本報告書 4.6.3 で決議の趣旨に言及)

(4) 類似団体や近隣町村との単純な比較のみにより議員報酬の水準を決定しないこと (本委員会の算定は原価方式による独立算定であり、近隣比較は参考情報として扱うにとどめる。本報告書 4.6.3 で決議の趣旨に言及)

(5) 議会費の総額ありきの考え方から議員報酬を増額する代わりに議員定数を安易に削減することのないようにすること (本委員会は報酬と定数を独立の基準で判断し、報酬 305,000 円・定数 16 人維持を結論。本報告書 4.6.3 で決議の趣旨に言及)

2 令和 6 年 7 月 10 日 決議「議会・議員活動の豊富化、議員報酬の適正化に関する決議」(全国町村議会議長会 都道府県会長会)

全国町村議会議長会(都道府県会長会)は、令和 6 年 7 月 10 日、上記決議を行った。同決議は、令和 6 年 5 月 22 日決議に基づく更なる議会改革の取組みを背景として、町村議会議員報酬の目標水準を町村長給料月額の 47%程度として明示するものである。

決議の要旨は以下のとおり。

- ・ 町村議会議員の活動量は地方分権改革及び議会改革の進展により増加しているが、議員報酬の水準は 30 年以上ほぼ変化のないままとなっており、都道府県議会議員・市議会議員と比べ著しく低い水準にある。これがかなり手不足問題の要因の一つと考えられる
- ・ 議会・議員の活動及び議員報酬の水準については、各町村議会において判断するものであるが、地方自治における議会の重要性を考えた場合、全国の町村議会が一定水準以上の活動をし、議員報酬の水準を確保していくことが重要である
- ・ このため、各町村議会の活動内容を充実し、住民の理解を得て、市議会議員との均衡を踏まえ、町村長の給料月額 47%程度を目指すこととする

本委員会の提案額(町長比 41.0%)は、この目標水準(47%)を下回る水準である。詳細は本報告書 4.3.2 参照。

3 令和 7 年 5 月 発行 「議員報酬の見直しに向けたガイドブック」

全国町村議会議長会は、令和 7 年 5 月、「議員報酬の見直しに向けたガイドブック」を発行し、原価方式の具体的な適用方法を全国町村議会に向けて展開した。同ガイドブックは、原価方式の類型として「改革先行型」と「改革意欲型」の 2 類型を示している。

本委員会の算定は、調査対象期間の実績値のみを分子とする「改革先行型」に該当する
(本報告書 4.3.3 参照)。

別紙 5 全国決議と本委員会結論の対照表

本委員会の検討は、全国町村議会議長会の方針と整合的に進められてきた。下表は、同議長会の決議(令和6年5月22日・7月10日)及び「議員報酬の見直しに向けたガイドブック」(令和7年5月)が示す方針と、本委員会の対応との整合関係を一覧化したものである。

全国町村議会議長会の方針	本委員会の対応
議会改革の推進・多様な人材の参画促進(令和6年5月22日決議本文)	本委員会により基本条例(案)を策定。令和9年4月1日施行を目指す。(第3章参照)
昭和53年標準(町長比30%)の廃止(令和6年5月22日決議)	本委員会は原価方式を採用し、昭和53年標準は根拠としない。(4.3参照)
原価方式の全国展開(令和7年ガイドブック)	本委員会は原価方式の「改革先行型」により305,000円を算定。(4.3.3参照)
町村長給料月額47%程度を目指す(令和6年7月10日決議)	本委員会の算定は41.0%。把握可能な活動日数のみを基礎とした抑制的な算定結果であり、将来の活動見込みを上乗せしたものではない。(4.3.2・4.3.3参照)
議会費総額ありきで定数を安易に削減しない(令和6年5月22日決議留意事項3(5))	報酬増額と定数削減を切り離し、定数は16人を維持する結論。(5.3参照)
審議会委員に議会活動を把握する者を選任(令和6年5月22日決議留意事項3(1))	本報告書4.6.3において、審議の参考として決議の趣旨に言及。
議会側に意見陳述の機会を付与(令和6年5月22日決議留意事項3(2))	本報告書4.6.3において、必要に応じて議会から検討の経緯を説明する機会を求める旨を記載。
審議日数のみでなく活動量・内容を踏まえる(令和6年5月22日決議留意事項3(3))	原価方式算定は年間125日の活動量を基礎としており、審議日数のみでの算定ではない。(4.3参照)
類似団体・近隣町村との単純比較によらない(令和6年5月22日決議留意事項3(4))	近隣比較は参考情報として提示し、水準決定の根拠としない。(4.4参照)
議員活動の客観的把握(令和6年5月22日決議留意事項3(3))	議員活動量調査(令和6年8月～令和7年7月の12か月分)を実施。年間125日の活動実態を把握。(4.3.2参照)

本委員会の検討結果は、全国町村議会議長会の方針のいずれの項目に対しても整合している。金ヶ崎町議会として、全国の町村議会の動向の中に位置づけられる検討を行ってきたことを、本対照表が示している。

別紙 6 現任期における一般質問の実施状況(全体傾向)

1 本資料の趣旨

住民意見交換会において、一般質問の実施に関するご意見を頂戴した(第6章6.2.5論点⑥(一般質問・議員評価)参照)。本資料は、現任期(令和6年3月1日から令和10年2月末日まで)の各定例会における一般質問の実施の全体傾向を示し、金ケ崎町議会における一般質問の活発さを客観的な指標により確認することを目的とする。

なお、本資料は議員個人の評価を目的とするものではなく、議会全体の活動状況を示すためのものである。各議員の一般質問の実施頻度には、議会運営上の役割、各年度の個別事情(健康状態、役職変動、家族事情等)など様々な要因が影響するため、本資料では個別議員の実施回数を一覧化する形式は採用していない。

2 集計対象

- ・ 対象期間:令和6年6月定例会から令和8年2月定例会までの8定例会
- ・ 集計単位:各定例会において通告された一般質問の主要項目(「1.」「2.」等で始まる大項目)の数
- ・ なお、議長は、議会運営全体を統括する立場から、その職にある間は一般質問を行わない運用としている。この運用は、議長の議会運営上の職責との関係によるものである。

3 現任期における一般質問の全体傾向

現任期における一般質問の実施状況を、全体の指標として整理すると以下のとおりである。

項目	数値
対象期間	令和6年6月～令和8年2月(8定例会)
対象期間における一般質問の主要項目総数	179項目
1定例会あたりの平均項目数	約22項目
1定例会あたりの平均質問議員数	約8名

上記のとおり、現任期においては、各定例会で概ね8名の議員が、合計で約22項目の一般質問を行っている。8定例会を通じての総項目数は179項目であり、議会全体として

活発な一般質問が継続的に行われている状況が確認できる。

4 議員活動の多様性

一般質問の実施は、議員活動の重要な一側面であるが、議員の活動はこれに限られない。議員は、一般質問のほかに、以下のような多岐にわたる活動に取り組んでいる。

- ・ 本会議における議案審議・議決
- ・ 常任委員会での所管事務調査及び議案の詳細審査
- ・ 特別委員会での専門的審議(本委員会もその一つである)
- ・ 議会運営委員会での議会運営の協議
- ・ 一部事務組合議会等への派遣・参画
- ・ 地域における住民相談対応及び各種行事への参画
- ・ 政策提言及び調査研究活動
- ・ 視察・研修への参加
- ・ 議会広報活動、町民への情報発信

各議員は、それぞれの状況に応じて、これらの活動を組み合わせて議員としての職責を果たしている。一般質問の実施頻度のみをもって議員活動全体を評価することは適当でない。

5 委員会の見解

住民意見交換会において、一般質問に関するご意見を頂戴した。本委員会は、議会全体の一般質問の実施状況を客観的に確認した結果、本資料の対象期間においては、活発な一般質問が継続的に行われている状況が確認できる。

一般質問は、町民の関心事項を町政に反映するための重要な手段であり、議会基本条例(案)第15条(議会活性化)の趣旨のもと、今後も活発な実施を継続する。議員活動の「見える化」についても、議会広報等を通じた情報発信の強化に継続的に取り組むこととする。